

No.1 ○豊明市議会定例会会議録(第3号)

平成19年12月5日

1. 出席議員

1番	毛 受 明 宏 議員	2番	近 藤 郁 子 議員
3番	中 村 定 志 議員	4番	杉 浦 光 男 議員
5番	榊 原 杏 子 議員	6番	山 盛 左 千 江 議員
7番	三 浦 桂 司 議員	8番	平 野 龍 司 議員
9番	山 田 英 明 議員	10番	村 山 金 敏 議員
11番	石 橋 敏 明 議員	12番	伊 藤 清 議員
13番	前 山 美 恵 子 議員	14番	一 色 美 智 子 議員
15番	松 山 廣 見 議員	16番	平 野 敬 祐 議員
17番	安 井 明 議員	18番	堀 田 勝 司 議員
19番	矢 野 清 實 議員	20番	坂 下 勝 保 議員
21番	月 岡 修 一 議員	22番	石 川 清 康 議員

2. 欠席議員

なし

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	川 村 敏 治 君	次長兼議事課長	神 谷 清 貴 君
庶務担当係長	深 谷 義 己 君	議事担当係長	成 田 宏 君

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市 長	相 羽 英 勝 君	副 市 長	石 川 源 一 君
教 育 長	青 木 三 芳 君	会 計 管 理 者	野 村 義 二 君
企 画 部 長	宮 田 恒 治 君	総 務 部 長	山 本 末 富 君
市 民 部 長	後 藤 学 君	健 康 福 祉 部 長	寺 畠 正 男 君
経 済 建 設 部 長	山 崎 力 君	消 防 長	近 藤 和 則 君
教 育 部 長	野 田 誠 君	総 務 部 次 長	平 野 隆 君
		兼 総 務 課 長	
市 民 部 次 長	柴 田 二 三 夫 君	健 康 福 祉 部 次 長	濱 畠 義 和 君
兼 環 境 課 長		兼 高 齢 者 福 祉 課 長	

経済建設部次長 高橋 芳行 君 企画政策課長 横山 孝三 君
兼下水道課長
財政課長 加藤 隆之 君 監査委員事務局長 近藤 伸之 君

5. 議事日程

(1) 一般質問

杉浦 光男 議員
前山美恵子 議員
月岡 修一 議員
山盛左千江 議員

6. 本日の会議に付した案件

議事日程に同じ

午前10時開議

No.2 ○議長(堀田勝司議員)

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員 22 名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付をいたしました議事日程表に従い会議を進めます。

日程1、一般質問に入ります。

最初に4番 杉浦光男議員、登壇にてお願いいたします。

No.3 ○4番(杉浦光男議員)

質問します。

最初は、生ごみ堆肥化事業についてであります。

「全国都市の特色ある施策集」で、この事業の目的を次のように述べて、豊明市をPRしております。「家庭から出る生ごみを資源として分別し堆肥化することで、環境に対する市民意識の向上や地産地消を進め、市民協働による循環型のまちづくりを形成する。」と、あります。

ここで、この記述の中から、3つのキーワードを取り出します。その1、ごみを堆肥化、その2、地産地消、その3、循環型のまち。

私が他の市町村に住んでいて、この事業の説明文に出会えば、そんなよいところがある

のかと思い、そこに視察に行ってみようではないかという気持ちになります。多くの市町村がごみの問題、環境の問題を解決しようと努力しているからであります。

本年度、第3回定例会で、この生ごみ堆肥化事業について私は説明を受けました。生ごみ収集区域の拡大、「とよあけエコ堆肥」の商品名で1,500袋の販売が図られたこと、野菜づくりを通じた健康生きがい対策、雇用の場の創設、これら行政効果をねらいながら進めていること等の説明でありました。

しかし、私が再度質問させていただく意味は、この事業を全体として総括すれば、いまだ入口だということです。繰り返しますが、本事業は生ごみを堆肥化する、野菜をつくる、野菜を消費する、その結果、皆が幸せな循環型のまちができるんだよということです。この流れを定着させなければなりません。市長の言葉をかりれば、出口主義を実践するということでもあります。

以上の考えに立って、次のことを伺います。

本市のこの事業の視察を目的に、他の市町村から来られた個人または団体は、本年度どのくらいあるのか。

2番目、でき上がった堆肥を市民、農家にいかに使ってもらうか。また、堆肥を使っていかに野菜をつくるか。そして、この事業をいかに深化させていくかということ伺いたい。

次に行きます。大根若王子線の整備について伺います。

この都市計画道路は、豊明市栄町、新栄町、間米町、沓掛町を経て、愛知郡東郷町へつながる幹線計画道路です。豊明市の都市計画道路の整備率は約80%に達し、同規模の他の市町村と比べて低いとは言えないと思います。

現在の財政状況のもとでは、都市施設の新たな建設は困難が予想され、既存施設の維持管理さえ満足にできない可能性すらあり得ると思います。

しかし、ここで「ない袖は振れぬ」ということで忘れ去られては困ります。厳しい状況にあるときこそ、将来を見据えて考え、提案していただきたいと思います。将来必ず達成できるものとして夢を持つてはありませんか。達成できる夢であります。

大根若王子線は、将来的には本市の北の玄関口となり得る沓掛町北部に至り、上位の名古屋岡崎線へつながる道路ネットワーク上からも、必要性の高い都市幹線道路と考えます。

また、本市のイメージアップのシンボルとしての保健衛生大学、風光明媚な名勝地 二村山、公園の拠点ともなり得る勅使池等への交通アクセス充実の必要性もあります。

そこで、次のことを伺います。

第2次豊明市都市マスタープランに示された内容を社会、経済状態の変化、他の都市計画に関する各市の事業の進捗状況によって、見直しがなされるのか、なされないのか。

2つ目、大根若王子線にかかわって道路用地の取得状況はどうか。

では、次の課題に進みます。

けさの新聞各紙は、OECD15歳調査ということで、高校1年生が受けた学習到達度調査

の結果を伝えております。それによると、応用力続落ということで、数学が6位から10位、科学が2位から6位などとしております。学力をめぐる議論が再燃しそうな状況にあります。

私は過去の一般質問で、豊明市の児童生徒の学力問題等を繰り返し質問させていただきました。今回は、児童生徒の体力、運動能力についてであります。

学校教育では、知育、徳育、体育の全領域にわたって、全人的な教育が行われることが大切であることは、言うまでもありません。そこで、豊明市の児童生徒の体育にかかわる体力、運動能力について伺います。

体力は人が生活していく上で最も基礎となります。文部科学省が毎年実施している体力、運動能力結果が公表されました。それを受けて、体育の日に新聞各紙が児童生徒の体力、運動能力について報道をしていました。その報道の内容は、おおむね次のようです。

20年前の1986年度をピークに、だんだんと低下傾向にあったが、今回の分析では下げどまり傾向が目立つとしております。いずれにしても、20年前と比べれば、現在は数字の上ではかなり低下しているということが言えます。

体力、運動能力の低下は、いろいろな要因が考えられますが、運動の少ないライフスタイルが定着してしまったことなどが、大きな要因ではないでしょうか。

そこで、次のことをお尋ねします。

豊明市の児童生徒の体力、運動能力は、全国の児童生徒の平均的な値と比べてどうか。調査結果をもとに具体例を挙げて伺いたい。

2つ目、学校教育で体力、運動能力づくりを進めるために、どのような指導、方策を考えているか。

以上です。

壇上からの質問を終わります。

No.4 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

後藤市民部長。

No.5 ○市民部長(後藤 学君)

それでは、杉浦議員のご質問のうち生ごみ堆肥化事業の施策の状況についてお答えをいたします。

この事業は全国的にも事例が少なく、かつ先進的な取り組みであるために、県内外からの視察、あるいは問い合わせを多数受け入れております。

昨年度の受け入れ実績は、39団体、349名でありました。

その内訳は、市内2団体、それから県内 24 団体、県外 11 団体、海外2団体ということになっております。

なお、参考までに今年4月から11月までの7カ月間でも31団体、358名の視察を受け入れております。

今後とも県内外からの視察受け入れを行い、豊明市の先進的な取り組みを対外的にPRするとともに、視察に耐え得るような、そういう事業に、ますますグレードアップをしていきたいというふうに考えております。

No.6 ○議長(堀田勝司議員)

山崎経済建設部長。

No.7 ○経済建設部長(山崎 力君)

生ごみ堆肥化事業推進について、ということの2番目の質問についてお答えをいたしたいと思います。

平成18年度より沓掛堆肥センターが稼働しておりまして、生ごみより堆肥を生産しておりますが、生産農家を対象に使用を呼びかけておりますが、現在、生産農家に生ごみの堆肥の使用について、なかなか理解が得られない。さらには、時間がかかるというふうに思っております。

したがって、家庭菜園だとか市民菜園等に使用していただくように、有機野菜、そういったものを栽培していただけるように、呼びかけていきたいというふうに考えております。

それから、2番目の大根若王子線の整備について、ということでご質問がありましたので、お答えをしたいと思います。

大根若王子線は、隣接します名古屋市の桶狭間から東郷町へ抜ける幹線道路で、主要県道である名古屋岡崎線へネットワークする幹線道路でございますが、特に同路線は平手豊明線と交差する二村山緑地があります。

第2次豊明市都市マスタープランでは、二村山緑地などの周辺環境を考慮しながら、計画的な整備を進めることとしております。

都市機能としての都市計画道路は重要でありまして、整備に当たっては幹線道路とのネットワークや、周辺土地利用についても考慮しつつ、進めてまいりたいと考えております。

それから、大根若王子線の整備状況と土地取得についてはどうかというお尋ねがございました。

大根若王子線については、まだ未整備区間が約2,500メートルほどございます。そのうちで取得されている面積が約7,000平米、これは間米の土地改良区内が主なものでございますが、既に取得してございます。

そのうち、約550平米は土地開発公社が所有をしている状況でございます。

終わります。

No.8 ○議長(堀田勝司議員)

野田教育部長。

No.9 ○教育部長(野田 誠君)

杉浦議員の一般質問の3点目、子どもの体力、運動能力について、2項目からご質問をいただいておりますので、順次お答えをまいります。

まず、1点目の児童生徒の運動能力についてでございますが、豊明市の児童生徒の体力、運動能力は、全国と比較してどうかのご質問ですが、小学校で全種目を行っております6年生男子の結果を、全国平均と比べてみますと、長座体前屈、反復横飛び、50メートル走などが全国平均を上回り、握力、20メートルシャトルラン、立ち幅跳び、ボール投げがわずかに全国平均を下回っております。総じて、ほぼ全国平均といってもいいと思います。

一方、中学校3年生男子の記録を全国と比較しますと、握力、上体起こし、長座体前屈、反復横飛び、50メートル走、立ち幅跳びの6種目、8種目中6種目が全国平均を上回っております。

続いての指導、方策についてでございますが、結果などを見ますと、小学校よりも中学校の方が全国平均を上回る種目が増えていることから、日々の体育の授業や授業後の部活動、土日のスポーツクラブなどでの運動量が確保され、その成果があらわれているととらえております。

また、各学校においては、学校保健委員会などで子どもたちの健康面や運動面の分析を行い、その対策を講じております。業前や業間の時間に耐寒駆け足に取り組むことや、放課に元気よく外遊びを奨励することも対策の一つでございます。

また、本市児童生徒の部活動の入部率を見ましても、小学校では全児童の82.7%、中学校では86%であり、多くの児童生徒が部活動やスポーツクラブに参加しております。

今後も学校では、体育の授業や業前、業間の活動、授業後の部活動などで体力の向上を図るとともに、土日のスポーツクラブへの参加促進を進めることで、体力、運動能力の向上を図ってまいりたいと考えております。

終わります。

No.10 ○議長(堀田勝司議員)

一通り答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

杉浦光男議員。

No.11 ○4番(杉浦光男議員)

エコ堆肥の事業の方ですけれども、でき上がった堆肥をいかに市民、農家に使ってもらうか。そして、いかに野菜をつくるか。もっと突き詰めれば、それを本当にどうやって進化させていくのかというお答えが、今のご答弁だと、言葉は失礼かもしれませんが、いまいちだと思しますので、私はもう少し具体的に質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

今、菜園としてありますけれども、そこで何がつくられているかということ、知っている範囲で述べてください。

No.12 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

山崎経済建設部長。

No.13 ○経済建設部長(山崎 力君)

すべてを把握しているわけではございませんが、チンゲン菜だとか大根、白菜、カブ、ニンジン、里芋、ネギなどが、それぞれ栽培をされている状況は、確認をさせていただいております。

No.14 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

杉浦光男議員。

No.15 ○4番(杉浦光男議員)

大体、普通のお百姓さんでつくられているような野菜がつくられているということですが、どんなものがつくられているかということについては、一応わかりました。

もう一歩進めていきますと、現在ある菜園、市なり農協なりでつくっている菜園がありますね。それが皆さんに十分貸し出されているのか、もう充足しているのか、それも市民としては要らぬよということで余っているのかどうか。その辺わかっておりましたら、よろしくお願いいたします。

No.16 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

山崎経済建設部長。

No.17 ○経済建設部長(山崎 力君)

市が市民菜園として今、6カ所で149区画しております。これは1年契約でございますので、今年度で言いますと、年明けくらいにもう一遍確認をさせていただいて、空きがあれば募集をするということでございますが、今この区画については、ほとんど空きがございません。仮に空きがあったとしても、その年度ですぐに埋まるような状況でございます。

終わります。

No.18 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

杉浦光男議員。

No.19 ○4番(杉浦光男議員)

今、空きがないということですが、それはそういうふうに使いたいという人が多いということで大変ありがたいことだと。ねらいからすれば、合致しているわけですね。

そうすると、堆肥をもっとどんどんつくって、この事業を貫徹させようと思えば、堆肥をたくさんつくっていただいて、土地もたくさん取得していただいて、栽培していただくということにならなくてはいいけないですよ。そうしますと、ただ一般市民に借りてくださいますとか、こういうのがありますよというくらいのPRでは、やっぱりそれは本当の意味で広がっていかないと思うんですよ。

だから、貸す方の人、農家にしても、普通そういう土地を貸してしまったら、取り返せるだろうか。貸すのは嫌だな、別に貸さなくても、そんな賃料が入らなくても生活できるよ、そんな余分なことはしないという考えを持つかもしれません。

だから、この意義を本当に徹底して農家の人でも貸そうと。それで借りる人も、意義がわかって借りようという、その二者の本当の意味の合致がなかったらだめですよ。それでも私は足らぬと思うんです。

だから、足りなかったらどうするかといったら、そこに、まさに行政の意味があって、行政が仲立ちをすとか、やっぱり行政が一步も二歩も三歩も四歩も五歩も前に出なかったら、こういう事業なんて進みませんよ。私はそういうふうには、ちょっと言葉がきついですけれども、思います。

だから、私は行政人ではありませんから、行政の仕事の進め方だとか、もっと本当に簡単なありようでも知りません。素人です。だから、行政の方はプロですので、この事業を進めるために借り手と貸す方の人をいかに結びつけて、そしてやっていくかということ私は進めてほしいなというふうに思いますが、そういうふうには借り手と貸し手の中に仲介する、仲立ちをして、一步前を出てやるというような意欲というか、そういう仕組みみたいなものはあるかないか。

そういうやろうという気持ちと、今までそういう仕組みというか、そういう第三者の契約も成り立つよというような仕組みみたいなものがあるかどうか、ちょっとお聞きしたいですが。

No.20 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

山崎経済建設部長。

No.21 ○経済建設部長(山崎 力君)

今、議員がおっしゃられましたように、借り手と貸し手の問題は当然でございます。

昨年、そういった意味におきまして、特定農地貸付法というものが改正になりました。いわゆる農地を持たない人、あるいはNPOの法人だとか、企業等でも、そういった法の改正によりまして農業ができるようになりました。それは市が後ろ盾といいますか、担保のような形で、三者契約ということが必要でございますが、そういったことでできるようになります。それは先ほど議員も申されたように、これは貸し手と借り手の大きな問題があると思います。

そういったことも含めまして、今後研究をしてみたいなというふうに考えております。終わります。

No.22 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

杉浦光男議員。

No.23 ○4番(杉浦光男議員)

ありがとうございました。

そういう法律の改正で一步前を出やすいような状況が生まれれば、なおさら進めやすいわけですので、よろしく願いしたい。

それから、やはり農家の人に借りて、農家の人を協力を仰ぐということは、これは一気に広がるもとだと思いますが、農家からすると難しいとは思いますが。

この堆肥の有効性とか、本当にこの堆肥が農家にとっていいのか悪いのかという有効性の問題。それから、田んぼなり畑なり土壌の問題、その性質、そういうのが化学的に立証はされてないでしょう。私はそういったことを聞いたことはありませんけれども、そういう化学性の問題だとか、それよりも今市販の化学肥料を使って、ぱっとまいてやった方が、生産量が上がりますよということになれば、なかなか難しい問題が起きてきますよね。

だから、そういう化学性の問題だとか、くどいように言いますが、私も自分の頭の中の回

転が悪いので、同じようなことを繰り返しますけれども、能動的に働きかけて進めるという気持ちがあれば、やっぱりこういうものは進まないというふうに思います。

それからもう一つは、これは事実の問題ですが、所管から今答弁をしていただいたように、環境課と産業振興課というふうに2カ所ありますよね。そうすると、1つの問題をやるのに2カ所というのは、普通は不自然なんですよ。だけれども、もう2カ所あるという以上は、2カ所で両輪のごとくやっていただかなくてははいけない。

普通は1つのものを貫徹しようと思ったら、1つのプロジェクトチームをつくり上げて、だあんと前に進まなかったらやりにくいし、だから1つのものを完成させようと思ったら、2カ所の所管があったら、本当に両輪のごとく、しっかりと結び合って進んでいただきたいなど。

私が何でこんなことを3回定例会と、また今回申し上げるかという、ほかの市町に行政視察に行ったときに、そこでの目玉があるわけです。目玉がある事業というのは、その市町を挙げてだあんと取り組んでいるんですね。だから、本市がこれを一つの目玉にしようと思うのだったら、そういう意気込みというか、結果が出せるような内容であってほしい。

私はこういうふうに申し上げているけれども、これはエールを送っているので、頑張ってくださいよ、豊明市のためにやってくださいよというエールを送っているという視点で聞いていただきたいというふうに思います。

それから、通告はしてありませんけれども、市長にもこの問題について一言、できればお伺いしたいですが、よろしいでしょうか。

No.24 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

相羽市長。

No.25 ○市長(相羽英勝君)

いろいろご提言ありがとうございました。

この生ごみ堆肥事業、有機循環型の社会の構築ということで、豊明市で取り組み始めたのが、平成11年ですかね。そういうところから、いろいろ過程を経て現在を迎えているわけだと思います。

これにつきましては、3つくらいの過程があると思いますけれども、1つはやはり地球の温暖化だとか環境問題だとか、あるいは豊明市のごみ処理というのは、東部知多の方にお世話になるわけでありますから、可燃ごみの中での生ごみを極力減らす。そして、いろいろ負荷をかけないということの趣旨というのは、よくご理解をいただけたと思いますけれども、その生ごみについて堆肥化する。

堆肥化をして、また土壌に戻して、土壌の成分の活性化を図って、新たな野菜をつくって、そしてそれを地産地消、近隣市町に販売をして、そういうものが一つの消費として消費されて、また市の事業として大きなエポックな事業になるという肝入りでこの事業が進んで

きていると思います。

その内容については、私は十分理解をさせていただいておりますけれども、議員のご指摘のように堆肥が昨年からできておまして、今、普及の仕方というのか、堆肥をつくるという過程までは、量的な部分はちょっと別にして、ほぼ完成に近いという状況に来ております。

これから問題は、この堆肥の中身、これをしっかり分析、理解をして、そういうものを活用して、どういう土壌の改良だとか、あるいはどのような作物に効果的かつ成果が上がるというようなことを今、いろんな形で試行錯誤しております。

これもやり方は2つあります。1つは、消費者に近い方、家庭菜園だとか1坪農園だというような形でやってみえる方に、いろいろトライアルをしていただく。それからもう一つは、先ほども豊明市に視察で39団体、約350名の方がお越しになっている。大変結構なことではあるんですが、ただ形ですね。耳ざわりだとか形で評価をされるのではなくして、やはりこの堆肥を使って成果、形をつくっていく。あるいは、豊明市としての農産物で、結果いろいろ試行してみて、5つか8つくらいの有機野菜でつくられた、有機野菜がもとになって土壌改良をしてつくられたよその市町でつくるものと、きちっと差別化ができるような、そういうものをつくり上げなければいけない。

したがって、この部分に今挑戦をするところでありましてけれども、もう一つは、農家の方のご理解ということがありましたけれども、これはやはり農家の方も長年、農業に専門的に携わってこられて、最適効率を求めて農業に従事してみえるわけでありましてから、ここに堆肥を使ってうまく、さらに今までの栽培方法に比べて効果が上がる、あるいは廉価になる、あるいは結果がいい作物につながると、こういうようなことを十分理解していただくためには、少し時間がかかると思います。

それともう一つは、何よりも市役所が志をしたわけでありましてから、この部分について真剣になって最終的に仕上げると。形はできたけれども実がなっていないというのが、今の状態だというふうに私は理解しておりますので、そのことをしっかり踏まえて、今後の対応をしていきたい。

先ほど、ちょっとお話のありました生ごみ堆肥についての収集、あるいは堆肥化をするというのは、市民部の方でやっておりますけれども、これをいかに活用していくか。エネルギーにしていく、あるいはそういうものを活用したトレーサビリティをしっかりと皆さんにお伝えして、ほかの野菜と比較して選別をしていただけるような、そういうものをつくり上げるということについては、やはり今、経済建設の産業振興課の方でございまして、これも部が違ったらうまくいかないということではないと思いますが、部門間での考え方というのも、なきにしもあらずでありますので、この辺も十分注意して注視をして、一体になって取り組もうと、こういう決意をしておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上、答弁を終わります。

No.26 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。
再質問がありましたら、挙手を願います。
杉浦光男議員。

No.27 ○4番(杉浦光男議員)

ありがとうございました。
では、次の課題の方の質問に移らせていただきます。
大根若王子線ですけれども、これは私が壇上からの質問で実現し得る遠い夢というか、そういうようなことを申し上げましたけれども、都市マスタープランの中で見直し等をする場合に、庁内で推進会議というようなものが存在するということをお聞きしたことがありますけれども、あるとしたら、その推進会議の中身と、私が質問しましたこの件について、見直しがなされているかどうかというようなことをお聞きしたいと思います。

No.28 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。
山崎経済建設部長。

No.29 ○経済建設部長(山崎 力君)

都市マスタープランにつきまして、今年度から議員もご案内のようにスタートをしております、このマスタープランにつきましては、都市部門だけではなくて、各関連の施策や事業も掲げてございます。
そういった意味におきまして、進行管理等を横断的に把握する必要があるであろうということで、このマスタープランに関連するような各課の補佐クラスを委員にしまして、第1は、マスタープランに掲げてあるようなそういったものが、計画的に推進できているか否かということを検証していくということが、一つの目的でございます。
したがって、これは一般論で申し上げますと、市の財政状況等々がございますので、そこら辺もにらみ合わせながら、そういった進捗状況あるいは調整をしていくという会議にしたいというふうに思っております。
終わります。

No.30 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。
再質問がありましたら、挙手を願います。
杉浦光男議員。

No.31 ○4番(杉浦光男議員)

庁内推進会議ですが、課の補佐クラスと言われましたので、年齢的にきっとお若い方が多いと思いますので、それは私としては大賛成であります。やはり若い人のエネルギーと気持ち、夢を持って、マスタープランですので成し遂げていていただきたいというふうに思います。

それから、大根若王子線の整備の優先順位、計画道路はたくさんあると思いますが、優先順位で何番目くらいだろうというようなことが、もし答えることができたなら答えていただきたいと思います。

それから、他の事業の進捗状況で、二村山緑地の土地取得状況は何%くらいだというようなことを、教えていただきたいなというふうに思います。

No.32 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

山崎経済建設部長。

No.33 ○経済建設部長(山崎 力君)

都市計画道路でございますが、市が手がけている都市計画道路は、大脇館線という1号線にタッチする競馬場駅南の、それが第一優先で今整備を進めておりまして、今年度、来年度で一応整備を終わる予定にしております。

街路事業につきましては、先ほど議員もおっしゃいましたように、私ども市内の80%以上、約80%でございますが、整備が進めてございます。市街化区域については、特にほとんど整備が進んでいる状況でございます。今後は放射線状といいますか、そういった整備になってくると思いますが、これは優先順位ももちろんあるわけですが、先ほど申し上げましたように、市の財政状況等と計画的に合わせた整備を進めてまいりたいというふうに考えてはおります。

それから、二村山の取得状況はどうかというお話がございました。二村山は約12ヘクタール強でございますが、約50%弱、47%くらいの取得率になっております。

終わります。

No.34 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

杉浦光男議員。

No.35 ○4番(杉浦光男議員)

では、次に教育の方の問題に移ります。

さっきお答えをさせていただいて、部活動に入っている児童もたくさんいる。あるいは、授業も大切にしているというようなことで、豊明市の児童生徒の体力づくりについて、一生懸命やっただけという様子はよくわかりました。そして、体力、運動能力についても、全国的な平均値だよということがわかりました。

そこで、小学校で80数%と言われましたですね。そうすると、入ってない生徒もいるわけですが、入ってない生徒への対応というか、入っている子はどんどん体力がついて、意欲を持ってますます伸びていくのに、入ってないことによって、万が一、そこで格差が生まれて、体育嫌いになってしまうとか、嫌だよ、というようなことになるのかならんのか、微妙な問題があると思いますけれども、入ってない子への対応というか、配慮というようなものがありましたら、教えていただきたいというか、述べていただきたいと思います。

No.36 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

青木教育長。

No.37 ○教育長(青木三芳君)

先ほど、部活動の入部率、数字のことについては、そのことをおっしゃっておみえになるだろうと思いますが、17.3%の子どもが部活動等に入っていないと、そのご心配をいただいているわけですが、部活動は基本的に、杉浦議員もご存じのように自発的な、本人と、それから家庭の意思に基づいて入っていただいているということになるわけですが、入っていない子どもは家で、いろんなけいこ事をやっているというようなケースもありますし、さまざまなケースがあります。

ただ、一律的に部活動に入っていないから体力が落ちているというような、そういった結びつきにはならないだろうと思います。

それに、部活動で行う体育もあれば、それから体育という授業の中で行うこともあれば、総則体育といって、いわゆる学校教育活動全体で行う体育等もございますので、そういったものが重なり合いながら、子どもたちの体力、運動能力等を高めているわけですので、万が一、部活動に入っていないというような、スポーツ部活動に入っていないというようなそういったケース等にあっても、体育の授業ですとか、それからいわゆる全校活動等の中での、そういったところでの体力づくり等については、取り組んでいく機会等は十分にあると思います。

以上です。

No.38 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。
再質問がありましたら、挙手を願います。
杉浦光男議員。

No.39 ○4番(杉浦光男議員)

2011年度より、次の学習指導要領で体育の授業が増えるというようなことを聞いております。この真意というか、わかっておりましたら、教えていただきたいというふうに思います。

No.40 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。
青木教育長。

No.41 ○教育長(青木三芳君)

先日、新聞報道もされましたので、2011年から新しい学習指導要領での授業を開始すると。年がかわった来年1月には、文部科学省の方から告示がされるのではないかなと思いますので、それを受けて2011年、平成ですと23年になりますか、23年に向けてその準備に入る。

その中で体育等の時間数等が、現行の学習指導要領よりも若干伸びております。例えば、小学校ですと2年生から4年生で15時間ほど年間で増える。ですから、小学校の6年間ですと、合計で90時間くらいでしたかね。中学校は、各学年とも1時間ずつ増やすと。

これは議員もご存じのように、スポーツ振興基本計画が平成13年に立てられておりますが、そのときにやはり子どもたちの体力、それから成人の体力、そういったことが大変問われまして、それでいわゆる学校スポーツ、学校体育、それから生涯スポーツ、それから国際競技スポーツ、そういったもののいわゆる底上げを図ろうということで進められました。

昨年、それが見直しをされているわけですが、その折にもやはり子どもたちの段階で考えますと、体力的には衰えているというか、低下している心配があるというようなことを受けまして、今回、小学校の段階からスポーツに親しむ、体力をつくる。それがひいては精神的なといいますか、心の健康にも大いにつながるといようなことにもなりますので、まさに心身の健全を願って体育の授業を増やしていくというような、そういう趣旨だと受けとめております。

以上です。

No.42 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

杉浦光男議員。

No.43 ○4番(杉浦光男議員)

今、体育の授業が増えるということを知って、私自身は大変うれしく思っております。やはり児童生徒の体力づくりのベースは、学校教育における体育にあると思います。

時間数としては1時間とか3時間とか、そういうふうに少ないわけですが、そこで行われます体育は公平に、あるいは弱者に、あるいは技術の下手というか、まずい者に対して、意欲を持ってやれるように、学校の先生がいろいろあの手この手を使ってやっていただくと。

そうすると、児童生徒はそれが一つできるようになると、次の課題に取り組む。やっぱりできるということが、次の課題への意欲につながっておりますので、それは学校が一番よくできると思うんです。

そうすると、体育の授業が増えるということは、人間の体力づくりの本当のベースになる最後のよりどころというか、そういうものというふうに考えておりますので、そういう視点より私は大変うれしく思っております。

今、お答えをいただきましたように、体力というのは、あれをやったから即ついたよとか、これをやったからついたというものではなくて、いろんな場面で、学校で、家庭で、そのほか子どもにとっては遊びの場面で、いろんなところを通してついてくるものだと思いますが、私が先ほどから強調しているように、学校は広い運動場、立派な体育館があり、それから豊明市内には他の市町村と比べものにならないほど立派なプールもございます。そういうところで、そういう施設を十分に活用していただいて、本当にすばらしい体力を持った、心身ともに健康な児童生徒を育てていただきたいというふうに思うわけです。

最後に、きょう、エコ堆肥問題と大根若王子線の道路の問題、体力の問題を聞いたのは、私が二村山に登って眺めましたら、豊明市内では循環型の社会が十分にできているよ、学校では心身ともに健康な子どもが一生懸命勉強しているよと。そして、道路は開通し、保健衛生大学にも名古屋市を通らなくて豊明市の方から、こちらの玄関から入れるよと。二村山や勅使池にも行きやすいよと、そういう夢を持って、私は二村山から眺めてみました。

この原稿を書くのに、二村山にも何回か行きました。そういうつもりで私は述べておりますので、やや財政面からいうと夢の部分もありますけれども、必ずできるものであるということで、行政の方には特に頑張ってくださいというふうに思います。

これをもって、すべての質問を終わります。ありがとうございました。

No.44 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、4番 杉浦光男議員の一般質問を終わります。

ここで、10 分間休憩といたします。

午前10時52分休憩

午前11時3分再開

No.45 ○議長(堀田勝司議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き一般質問を行います。

13番 前山美恵子議員、登壇にてお願いいたします。

No.46 ○13番(前山美恵子議員)

では、議長のお許しをいただきましたので、壇上で質問をさせていただきます。

1点目、高齢者医療の充実を求めて質問をいたします。

高齢者医療制度に関する質問は、9月議会でも行ってまいりましたが、関連して今回も行いたいと思います。

11月20日の愛知広域連合議会で後期高齢者の保険料が決定されました。平均して年額9万3,204円。これは月額にして7,767円ですが、全国平均とされてきました7万4,400円よりも1万8,800円も高く、高齢者に大きく負担がかかってまいります。

年金額が月額1万5,000円以上の人は、介護保険料と合わせて毎月1万2,000円以上ものお金が天引きされてしまい、残された年金で生活をしていかなければなりません。しかも、この保険料は2年ごとに改定されて、そのたびに介護保険料と同様に医療給付費の増加や後期高齢者の人口増加に伴い、保険料の引き上げが際限なく続くことが予測されます。高齢者には、ますます厳しい生活になってまいります。

さて、懸念されている資格証明証の発行については、我が党は広域連合に働きかけを行ってまいりましたが、悪質な滞納者でなければ、資格証明証の発行は免れることになりました。このことは高齢者の命にかかわる問題として重要であります。

このように、75歳以上の高齢者を国保や健保から切り離し、保険料値上げか、それとも医療の制限かという選択に追い込んでいく厳しい制度でもありますが、健診についても問題が浮かび上がってまいりました。

1点目の質問として、もともと高齢者は老人保健制度によって健康が保持されておりました。これが廃止され、医療費の給付費削減が目的とされる後期高齢者医療制度に変わったことから、国は当初、後期高齢者に健康診断は必要ないと、医療制度には健康診断の計画はありませんでしたが、国民からの強い批判を受けて、国は最低限度の健康診断の予算化をしました。

しかし、これで高齢者の健康が保持できるかどうか、とても心配です。拡充が求められますが、10月24日に我が党や医療関係団体が後期高齢者広域連合と懇談をしたところ、広域連合の健診事業は国が示す項目に限定されるが、市町村が独自に上乘せをするこ

とは可能との回答が得られました。

本来なら、広域連合で充実すべきであります。本市の高齢者の健康管理のことを考えますと、市独自でも充実すべきと考えます。見解をお聞かせください。

2点目として、福祉給付金制度についてであります。

愛知県では、福祉制度で、ひとり暮らしや寝たきり、認知症、障害者などの高齢者の医療費を無料にするという福祉給付金制度があります。ところが、11月11日の担当課長会議で突然、福祉給付金などの縮小計画が示されました。内容は、対象者からひとり暮らしの市民税非課税世帯の人を打ち切るとのことです。

福祉給付金については、長年にわたり高齢者から大変喜ばれてきた制度で、高齢者の命と健康を支えてきたことでもあり、この制度が後退することになると、高齢者が医療を受けられなくなってしまいます。事は命の問題です。この制度を後退させることがないよう、県が打ち切っても市独自に存続をされるよう求めるものです。

このところ、高齢者をねらい打ちする施策が進められております。本市の高齢者の生活を守るため、当局の前向きなご答弁を求めるものです。

2つ目の質問、特定健診、特定保健指導は住民の健康づくりを進めるよう改善を求めて質問をいたします。

2008年4月、来年4月から40歳から74歳を対象に特定健診、特定保健指導が始まります。これは医療費抑制対策として老人保健法から改変をされて、高齢者医療確保法において、医療費の適正化の推進を目的として実施をされます。

2015年までに生活習慣病の有病者や、予備軍を25%削減することを目標に、メタボリック症候群に特化をして、被扶養者も含めて実施をすることを義務づけました。受診率によっては後期高齢者医療制度への支援金、これを10%加算、減算させるというペナルティーも導入をされております。

また、健診データの管理が保険者に義務づけられており、レセプトデータとの突き合わせにより、患者の管理強化につながる問題も浮かび上がってまいりました。

ところで、現行の健診は疾病の早期発見、早期治療を目的としました。しかし、特定健診では、健診の役割が生活習慣病の予防に矮小化をされて、ことさら生活習慣への介入を重視して、疾病の自己責任を強調する方向が打ち出されております。このためにさまざまな問題が浮かび上がってまいりました。

そこで、1点目の質問として、生活習慣病というのは生活習慣要因のみならず、遺伝や加齢、労働環境や外部環境、その他さまざまな要因が複雑に関与しているにもかかわらず、メタボリック症候群だけが重要視されて、保健指導への誘導がされます。そのため、その他の疾病、疾患の早期発見がおろそかになる可能性も考えられることから、現行の健診指導も保障できるような健診制度にすべきだと考えます。

また、老人保健法が廃止され、高齢者医療確保法に変わったことにより、39歳以下の健診は対象から外されてしまいました。しかし、疾病の早期発見、早期治療を目指すために

も、本市で独自に対象とすべきではないかと考えます。

さらに、歯周病の疾患検診も健診項目に組み入れることを求めるものであり、見解をお聞かせください。

2点目として、費用負担についてであります。

健診や保健指導については、公衆衛生として行政の責任を進めることが求められております。そのためにも現行の無料制度を特定健診に移行しても維持すべきだと考えますが、その点についてご答弁をお願いします。

3点目の質問、介護保険で要介護認定者に障害者控除を受けやすくするための施策を求めて質問します。

介護保険が始まって7年がたちました。この間、介護保険の矛盾が噴出してまいりました。日本共産党は安心できる介護保障を目指して取り組んできたところでもあります。今回は、以前にも何度も質問などしてまいりましたが、介護認定者に障害者控除を漏れなく受給できるよう対策を講じるための質問をいたします。

65歳以上の要介護認定者は一定の基準に該当し、「身体障害者又は知的障害者に準ずる」と認められたときは、所得税の障害者控除、特別障害者控除を受けることができます。

申告のときは、身体障害者手帳を所持していない要介護認定高齢者が障害者控除の適用を受ける場合には、身体障害者に準ずる者として、市長の要介護認定結果を用いての障害者控除認定証の交付が必要となります。

65歳以上の高齢者は、昨年からの介護保険料が大幅に引き上げられました。さらに、税制改正に伴う老年者控除の廃止、非課税措置の廃止、公的年金控除の縮小、定率減税の廃止などで負担が増えました。

このような状況の中で、高齢者は我慢しながら生活をしているところです。少しでも高齢者の負担軽減のためにも、障害者控除を活用していただき、負担軽減を図っていただきたいものであります。

しかし、この制度自体を知らない高齢者が多いのではないかと思う次第であります。本市の場合、そのお知らせとして今月号の広報に掲載をされました。過去にも、確定申告の時期に差しかかる月には広報に掲載をされますが、減税に活用されたのは、2005年度で認定者が約1,700人に対して、実際に認定証の発行が98人です。

ちなみに、岐阜市は6,200人の要介護認定者に、「障害者控除対象者認定証の交付申請について」という文書を送付したところ、結果、確定申告で3,245人が減税となったという報告があります。岐阜市と比較しても大きな落差を感じます。

ところで、愛知県下でも個別送付を始める自治体が増えてまいりました。本市でも個別に知らせていく方策を講じる必要があるのではないのでしょうか、お答えください。

4番目の質問、消防の広域化に関して質問します。

2006年6月の国会で「改正消防組織法」が成立して、消防署の広域化が盛り込まれまし

た。内容については、おおむね 30 万人以上の人口を目標として、消防本部を再編成するというものであり、消防無線のデジタル化を広域消防で実施する、また出動指令システムを広域消防で実施するというものです。

今後の計画では今年度、愛知県消防広域化推進計画を策定し、2008 年度には広域消防運営計画を作成し、2012 年には広域化の実施となります。

そこで、8月の第2回愛知県広域化推進計画検討委員会において、枠組み案が示されました。豊明市においては、瀬戸市から三好町を含む豊明市まで人口約 50 万人規模の尾張東部地域に、1 消防本部を設置するとの案が示されました。消防の広域化については、当市議会の安心・安全まちづくり対策特別委員会でも、委員から懸念される声が出されました。

示された尾張東部地域では、豊明市は最南端にあり、本部から遠くなるのではないかと。また、広域化によって市の負担金が増えるのではないかと。消防団との関係で火災時に指令系統は大丈夫かなどでありました。議会としても、懸念の声を上げるのは当然と言えましょう。

ところで、国は広域化のメリットとして3点挙げております。1点目は住民サービスの向上、2点目は消防体制の効率化、3点目は消防体制の基盤強化となっております。

しかし、消防の広域化が市民の日常生活に対する消防力の強化につながるのでしょうか。疑問を感じるものであり、そこで質問をします。

1点目、広域化について、消防庁は「消防体制の効率化や住民サービスの向上」が図られるとありますが、本市の場合、広域化されるとどう効率化され、住民サービスの向上が図られるのでしょうか。お答えください。

2点目、今申し上げましたように、豊明市に示された区域が尾張東部地域で、南北に細長いこと。消防本部が中心部に設置される可能性も高く、また豊明市は尾張東部地域では最南端に当たることから、本部から遠くなると予測されることが、デメリットではないでしょうか。お答えください。

また、広域化によって消防職員は豊明市職員を離れ広域化職員となり、広域化区域内の異動によって、長く豊明市を熟知していた職員にかわって、地理に不案内、水利がどこにあるか、とっさに判断できないような状況が予測をされてまいります。大規模災害は別として、日々の市民のところで起きる火災に対してのメリットが感じられないのですが、この点について大丈夫なのでしょうか。ご答弁ください。

3点目、先に申し上げましたように、広域化によって多くの問題が懸念されております。また、各地でさまざまな批判や消防力の低下を危惧する声が起きております。三重県ではやり方が余りにも強引、広域化になると装備が充実するより対応力が低下するのではないかと、広域化は必要と考えていない、拙速だ、住民サービスが低下するなどの声が上がりました。

今、消防で必要とされているのは広域化ではなく、消防力を強化し、火災などの災害か

ら住民の生命、財産、身体を守るのが本来任務であり、この点に立ち戻れば、豊明市は広域化には参加をすべきではないと考えます。

県から広域化の案が示されても、その判断は各自治体であり、国も広域化を強制するというのではないと、第164回の衆議院総務委員会でも答弁をしております。それによって本市でも広域化に参加すべきではないということについて、明言をしていただきたいと思えます。この点について、お聞かせをください。

以上、壇上での私からの質問を終わります。

No.47 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

後藤市民部長。

No.48 ○市民部長(後藤 学君)

それでは、市民部所管部分についてお答えをいたします。

まず、後期高齢者の健診事業の上乗せをというご要望であります。この健診につきましては、広域連合が保健事業として行うもので、現在の基本健診に比べ、総コレステロール、それから尿潜血及び腎機能検査が廃止され、新たに悪玉コレステロールが追加された国の基準を採用すると、そういうことが既に決定され健診額も示されております。

ご指摘の従前の基本健診並みの上乗せにつきましては、これまでの担当課長会議において、各市町村より強い要望が出されておりましたが、広域連合では認められず、私どもとしては残念に思っております。

それから次に、ひとり暮らしの方の福祉給付金の廃止についてであります。県では来年4月から新たに後期高齢者の医療給付金制度を創設することにしており、その際、市民税非課税でひとり暮らしの方の医療費助成を廃止することというふうにご決定をいたしました。

その理由は、ひとり暮らしが特別な存在ではなくなってきたからと、県の説明ではそういうことではあります。生活の苦しさには変わりがないため、これも県下の市町村会議において、当市を始め多くの市町村から再三県の方に対して存続の要望をいたしましたけれども、廃止の方針が打ち出されたということで、非常に残念に思っております。

他市町の対応は現在のところ、大多数が市単独で継続というふうにご聞いておりますが、今後の推移と当市の財政状況を見きわめながら、当市としてどのようにするか、対応を決めていきたいというふうにご思っております。

それから、2つ目の特定健診、特定保健指導の改善についてのご質問でありますが、高齢化の急速な進展に伴いまして、生活習慣病の割合が増加し、死亡原因の6割を占めていると、そういうことはよくご承知のことと思えます。

その中でも、特に危険因子である糖尿病、高血圧症、高脂血症等が増加してござい

て、予備軍を含めると、40歳以上で男性は2人に1人、女性では5人に1人の割合に達しているという現状にあります。

したがって、こうした生活習慣病の重症化や、合併症への進行の予防に重点を置いた取り組みが急務となり、このたび特定健診、保健指導が実施されることとなったものです。

私ども、厳しい国保を運営する保険者の立場といたしましては、保健事業、いわゆる健康増進事業ではありますが、この保健事業にかかる財源には限りがありますので、国が示した特定健診、保健指導に重点を置いて実施をしていかざるを得ないというふうに考えております。

それから最後に、受診者の費用負担の問題ですが、特定健診は国民健康保険の被保険者の方の健康保持が目的であり、より多くの方の受診を促すために、これは無料としたいというふうに考えております。

ただし、先ほども申しましたように、苦しい国保の新規の出費ということになりますので、財源確保の問題は考えていかなければならないというふうに思っております。

また、健診後の保健指導は、健康チェック後の生活習慣を積極的に変えることで、病気にかかりにくい体づくりを目指し、この行動をサポートするものでありますので、自分の健康は自分で守ると、そういう意識を持っていただくために、一部負担金については徴収せざるを得ないというふうに考えております。

以上で市民部所管部分の回答を終わります。

No.49 ○議長(堀田勝司議員)

寺嶋健康福祉部長。

No.50 ○健康福祉部長(寺嶋正男君)

それでは、健康福祉部所管の事項についてお答えいたします。

特定健診、特定保健指導に関連してのご質問の中で、現在、基本健診につきましては、19歳以上の成人に対して実施しております。内容としては問診、尿検査、身体計測、血圧測定、内科診察、心電図、眼底検査、血液検査を実施しており、平成20年度からの特定健診によって変更になるところは、尿検査は現在は蛋白、糖と潜血ということでございますけれども、その潜血がなくなりまして、心電図、眼底検査、貧血検査は、前年度検査内容を参考に医師が詳細検査を実施するのかを判断していくということになります。

それから、39歳以下につきましては、35歳から39歳の市民を対象に特定健診の項目で実施して、40歳からの健診のPRに努めていきたいと思っております。

それから、お尋ねの歯周病疾患検診につきましては、平成19年度の基本健診時においては、文化会館の会場において実施していましたが、平成20年度からは対象者が異なりますので、35歳から39歳までの一般市民対象の健診時やがん検診時に実施可能かどうか。また、いわゆる節目健診、30歳、40歳、50歳、60歳、70歳の充実で対応していくかど

うかにつきまして、歯科医師会と現在検討中でございます。

次に、介護保険、要介護認定者に障害者控除を受けやすくするための施策をということで、この点につきましては、議員が壇上でおっしゃったように、昨年の12月議会では当時の三浦孝文議員から、一昨年の12月議会では前山議員から同様のご質問をいただき、お答えをしたとおりでございます。

介護認定者の障害者控除対象者は、介護保険要介護認定者であれば、すべて一律に障害者に準ずるというものではないことは、ご理解をいただいていると思います。

そのため福祉事務所長が、「障害者控除対象者認定の判断基準」というものがございまして、それに基づき個別の障害の程度を判断することになっております。そして、障害者あるいは特別障害者と決定していくということになるかと思っております。

それで、「すべての対象者に漏れなく受けれるように個人通知を」のご提言でございますけれども、先ほど議員がおっしゃったように、12月の市広報でもお知らせしているとおりでありますし、さらにはケアマネの会議とか在宅支援センターの連絡会議などにおいても、この趣旨を説明して、利用者へのPRを図っていきたく思いますので、個人通知については現在は考えておりませんので、ご理解をいただきたいと思います。

以上で終わります。

No.51 ○議長(堀田勝司議員)

近藤消防長。

No.52 ○消防長(近藤和則君)

消防の広域化に関してであります、順次、ご答弁を申し上げます。

今年9月に枠組み案が県より示されまして、先の全員協議会でご案内をさせていただきました。この枠組み案につきましては、一部修正が加えられましたが、当市の枠組みである尾張東部は、議員が壇上で申されたとおりでございます。

ご質問1の消防体制の効率化についてであります、広域化になりますと、消防本部の規模が拡大をいたします。事務部門や通信指令部門が統合されることとなりまして、その余剰人員を現場活動要員や救急、火災予防の専門スタッフとして増強することが可能となります。

住民サービスの向上につきましては、災害規模に応じて災害現場への出動台数が充実し、多くの人員、車両が投入でき、早期の対応が可能となります。

現在、消防署では、建物火災の場合とか救急事故の発生が重複した場合などには、その都度、非番員を招集して第2次出動体制を整えておりますが、この非番招集が不要となります。したがって、経費の節減も図ることができます。

また、他の署所からの応援部隊の配置等により、迅速な出動体制を図ることができます。

それから、2点目の質問でございますが、広域化後、最南端に位置し、一元化された消防本部から遠くなることのデメリットでございますが、住民が直接かかわる各種届出、あるいは証明書の交付などは、従来と同じく地区の消防署で可能となります。住民サービスの低下は招かないと、こういうふうに思っております。

また、職員の異動につきましては、適正かつ効率的な配置をすることにより、業務に支障が生じないように配慮することとなります。

現在、消防署における119番受信時の出動場所の確認は、地図検索装置、この装置によりまして、瞬時に指令台画面に割り出すことができます。地理不案内者でも、現場の確認は比較的容易にできるようになっております。

さらに、出動隊員には、現場地図、付近の水利が記された指令書を携行することにより、的確な現場把握が可能となっております、より迅速な災害対応ができる体制となっております。

そして、3の広域化に対する本市の見解でございますが、消防の広域化は強制ではございません。市町村の判断にゆだねられております。このたびの広域化について、本市は3つの意見を県に付しております。

まず1点目は、最南端に位置している上の効果的な消防応援について。2点目は、広域化後の消防予算について。今までの常備消防予算を上回らないと、こういうことでございます。それから、3点目でございますが、消防団の指導、育成についてであります。当然これらの事項が払拭されれば、本市の消防力の強化に結びつくというものでございまして、消防の広域化は推進すべきと考えております。

終わります。

No.53 ○議長(堀田勝司議員)

一通り答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

前山美恵子議員。

No.54 ○13番(前山美恵子議員)

では、順番に再質問をしていきたいと思いますが、高齢者の方を二番手にしまして、まず特定健診、特定保健指導の方から入っていきたいと思います。

先ほども部長が申されましたように、今までの基本健診というのは、早期発見、早期治療のために体の隅々まで健診をされるんですけども、今回はそうではなくて、生活習慣病だけとりあえず取り上げる。だから、生活習慣病に引っかかった人について、例えば腹囲が何センチ以上の人をピックアップして、保健指導をして、疾患にかかる率を下げるといふ目的に、もうがらっと変わってしまったわけです。

だから、住民の公衆衛生の観点が消えてしまったということで、健診の内容がもうそい

う健診の内容に変わってしまったということなんですけれども、まず先ほども言われましたように、本市の場合はがん検診が特別につけられました。後については、国が示すとおりというふうになっておりますが、国のところでさまざまな欠陥が見られるのですが、先ほど言いましたように尿検査について、これは尿潜血、それから血清クレアチニンが削除されております。

厚生労働省の委員会の中で、医師の方も委員として参加をされているんですが、このクレアチニンについては、これは残さないといけないという強い要望が、委員会の中でもあったというお話なんです、厚生労働省がこれは生活習慣病に転換するという目的があったので、やむなくのんだという経過があります。

それで、このクレアチニンとか尿潜血については、慢性腎臓病につながるという項目なんです、これがかがらっと抜けているんですね。

会社の組合健保の方も、保険者として、今回この特定健診に取りかからないといけないんですけれども、やはり従業員の健康を考えると、今までどおりのことをやらないといけないんじゃないかということで、今までの基本健診、成人健診を取り入れていくところが、今増えていると言われております。

国保関係の地域の人たちの健康を守るためにも、だから、こういうものを含めた健診項目をしないといけないのではないかと、私はお願いをしているわけでありまして、尿潜血、クレアチニンの関係でいきますと、慢性腎炎になりやすい人たちが、定期健診を受けることによって、チェックが可能というふうに言われているんですが、慢性腎炎については20代から40代の方、特に男性に多く発症をする。それで、自覚症状がない場合が多いので、会社や学校での定期健診などの際に、偶然に見つかるケースが増えてきているというふうに言われているんですね。

今回、特定健診をこのカリキュラムで受けられた人は多分、メタボリックにもならないし、安心ですよと、お墨つきをいただいたら、もう安心だというふうに思われるんです。

そうした場合に、こういうのが潜んでいたということはチェックされないわけですので、やはり今までどおりの健診カリキュラムをきちっとするべきではないかと思えます。

そのことをきちっと検討をしていただきたいと思いますが、この項目を入れるに当たって、うちの方も最大限譲歩をしたら、この尿潜血、尿クレアチニン、これについては、健診のときに医師が認めた場合には受けさせるという項目が、最低でも必要ではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

それから、35歳からというふうに一応譲歩していただきましたが、今言いましたように20代から40代の人に、こういう病気が潜んでいるということがあるわけです。現在は19歳から受けられるようになっておりますが、35歳以下、これがそっくり抜けてしまうと、病気を見逃すということにもなりますし、自治体の責任も大きいと思えますが、この点についてもう一度簡潔にお答えください。

No.55 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。
寺嶋健康福祉部長。

No.56 ○健康福祉部長(寺嶋正男君)

今のところ、国保の方についても、保険年金課と協議をした中で決めておりますので、考えておりません。
以上です。

No.57 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。
再質問がありましたら、挙手を願います。
前山美恵子議員。

No.58 ○13番(前山美恵子議員)

今言いましたように、これを抜いてしまうと慢性腎臓病がチェックされないということなので、考えておりませんと言われても、これはとても困りますので、まだ時間はあります。チェックができるように検討していただきたいと思います。これは必要だと思えます。

それで、健診については、やはり高齢者医療の75歳以上の方、これもメタボリックに特化した特定健診なんですけど、75歳の方はもうメタボリックは余り必要がないんです。普通の健診が必要なので、この点についてはやはり切りかえるなり、今、落ちているところについては、チェックをして入れていくべきだと思います。

健診料について、より多くの人に受けてもらうには、無料にしなければなかなかやっつけられないだろうということなんですけど、これは当然だと思います。

競争させられて成績が悪いと、後期高齢者の支援金の問題にも、多く支払いをさせられるということにもなるものですから、健診率を上げるためにも無料制度、これは維持していただきたいと思いますが、健診料については、現在のところは、国保の場合、国庫負担金で補助をされておりますが、不足部分については、当局に保険料に跳ね返らない手段をとっていただいております。

健診料を無料にすることによって、国保税がどんどん上がっていくという状況は、これはあってはなりませんので、跳ね返らないように配慮をしていただきたいと思います。

その点でもう一度、ご答弁をいただきたいと思いますが、それと一緒に、高齢者の福祉給付金についてでありますけど、残念ながら、うちは独自ではやらないというふうで、高齢者のひとり暮らしの非課税の方の生活実態を、私は9月議会でも申し上げました。

外出は控えている、服は買わない、本当につましくやっているんだけど、それでも医

療費が払えない。国立病院でも生活困窮者の方は医療費を払ってないという実態があって、それが11億円にもなった。それが生活困窮者であったという厚労省の調査結果もあります。

じゃ、この高齢者の方の生活がどうなのか、非課税の方の生活がどうなのかと言いますと、今、生活保護を受けていらっしゃる方は、年額79万円までの方です。そうすると、年金収入で80万円以上、そして153万円の方が非課税のひとり暮らしの方であります。その中から、例えば80万円の人が、介護保険料と、それから後期高齢者の保険料の5万円を差し引きますと、75万円で1年間やっていかなければならないんです。

服を買うことはできない。外出もできない。これは何とかいいです。しかし、医療費が払えないという場合、特に高齢者の方は、誤嚥性肺炎とか、自覚症状が本当に乏しい、わからない状況の中で、医者にかかれないという状況をつくっていいのかどうか。この点について、やはり市として配慮をしなければいけないのではないかと思います。いかがでしょうか。もう一度、お答えください。

No.59 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

後藤市民部長。

No.60 ○市民部長(後藤 学君)

ご質問が3点あったかと思いますが、まず1点目の75歳以上のお年寄りの方の健診につきましては、これは広域連合の方で健診内容を決めることでありますので、私どもも増やしてほしいとは思っておりますが、そういう声は、これからも課長会を出していきますけれども、今、市でどうこうできるという問題ではありませんので、その点はご了解をいただきたいと思っております。

それから、2点目の特定健診は先ほど無料と申し上げました。税に跳ね返らないようにということですが、今の国保の財政状況の中で、この特定健診については、新たな出費になりますので、何らかの形で国保の方でその財源を調達せざるを得ないというふうを考えております。

それから、3点目の福祉給付金ですが、これは先ほど当市はやらないというふうにお答えしたのではなくて、他市の状況などを見ますと、実施するというのが大勢だというふう聞いておりますので、そういった状況を見ながら、しかし、当市の財政状況も非常に厳しいものもありますので、実施できるかどうか、あるいは実施するとすれば、その内容等について検討させていただきたいということになります。

以上です。

No.61 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。
再質問がありましたら、挙手を願います。
前山美恵子議員。

No.62 ○13番(前山美恵子議員)

福祉給付金についてはほかのところも、それから大治町とか弥富町とか甚目寺町は、もう町独自で続けるという方針を出しておりますし、かなり批判が高いということで、思い出していただきたいのは6~7年前に、県が福祉医療制度で、子どもの医療費とか障害者の医療費を一部負担したときに、県下全自治体が反乱を起こして、全部が市独自でやったら、4カ月後に県は撤回したという現実があるわけですので、ぜひとも全自治体がやっていただくように市からも声をかけて、今頑張れば県は撤回するだろうという励みをつけて、お声をかけていただきたいと思います。

それから、介護保険の方ですが、考えていないということなんですが、認定証はなかなか送れません。岐阜市で送っているのは通知であります。お知らせとか、それから通知、それから所によっては申請書を一緒に送って、一緒に送ってというのは、もう確実にこの人は控除が受けられるという人については、申請書も同封をして、受けられますよ、申請してくださいというふうに配慮をしているということで、高齢者の方の減税につながっているわけですので、これにつながりますと年2万円、3万円、所得税と住民税を含めれば5万円くらいは減税されるわけですので、これをきちっとやるのが本市の責任だと思います。

お知らせか、それか申請書を送るということか、何らかの方法をやらないと、大変なことになるとと思いますが、もう一度、お聞かせください。

No.63 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。
寺嶋健康福祉部長。

No.64 ○健康福祉部長(寺嶋正男君)

この発行枚数等を見ましても、ほかの市町の17年度の状況は、自治体キャラバンの資料を見ましても、瀬戸市が19件ですか、それから尾張旭市においては16件とかという件数で、高浜市が34件、豊明市は84件という件数で、格段に他市町と比べて劣っているとは思っておりませんし、現在、この65歳以上の方につきまして、特に障害者手帳をお持ちの方は、もう確定申告の場では、障害者手帳をお見せいただければ済む内容でございますし、これは税務課の方とも確認しておりますし、現在、障害者の方が1,700人ほどおみえになるんですけれども、65歳以上で障害者手帳をお持ちの方が、その約6割の1,000名強という中でございます。

その中で、なおかつ、障害者認定と介護認定と障害者手帳をお持ちの方が、かなり重複

しているということは、ほかの自治体の職員との情報交換の中でもわかっております。かなり重複される方について、同じ内容のものを送るというのは、いかがなものかなという感じもしております。

これについては、12月広報に載せたように、広報で啓発していくという考えに変わりはございませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

No.65 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

前山美恵子議員。

No.66 ○13番(前山美恵子議員)

高齢者のひとり暮らしの方なんかの質問をしましたが、こういう方が広報を見てどれだけ理解をされますか。

数の問題ではなく、それからほかのところが少ないからいいじゃないかというふうの問題ではなく、やはり該当する人には、すべての人にちゃんと受けさせていく。その配慮を周知していくのが自治体の役割なんです。

だから、通知などを個別に送付してくるところが今、増えてきているんです。ですから、ただお知らせをするだけでなく、それも例えば介護認定の更新のときなんかにつけるとか、それはもう5年間さかのぼってできますよと。あなたはちゃんと受けられていますかとか、そういう親切な配慮が必要ではないでしょうか。

この点について、市のこういう冷たい市政が、やはり高齢者の生活に響いてくるということで、今、大変孤独死の問題が出ているんですけれども、一つひとつこうやって解決をしていけば、温かい市政として、やっぱり高齢者の方々は、生活に力が入ってくるということを考えられるわけです。その点について、やはり配慮をしないといけないと思っております。

消防の方についていきますが、統合されると例えば消防長は1人でいいと。だから、ほかの出動要員の方に回るんだというふうに言っておりますが、ここのところ、愛知県内でも碧海5市とか、それから一宮の方が統合されておりますが、人員は出動人員が増えたわけではなく、かえって総務課要員が増えているところとか、今、豊明市の消防本部は、今度広域化されると出張所になるのか知りませんが、ここのところでいろいろな届出事務、手続をやるわけですね。

そうすると、あそこは減らすわけにいかないわけですよ。消防団も、ここの自治体の所属ですので、そうすると事務が少なくなるものはないわけです。そうすると、消防長だけが1人いなくてもいいと。といっても、それが出動要員のところに回るとは考えられないものですから、碧海5市でも、それから一宮でも充足をされたという事実はありません。

ということは、この広域化については、とにかく今の消防力基準 60%なら 60%のまま

固定化をさせるというのが、もともとの目的だったものですから充足をされない。それと、広域化になったことによって、署所、出張所、これが廃止をされたところも、現実にあるわけです。そういう中で、本市の場合、充実をされていくということは、私はあり得ないと思います。

私は一つ大変危惧されるのは、もう来年、南部出張所をつくりますよね。これは南部出張所をつくるというのは、6分体制を充実させるために南部出張所をつくります。火災の場合、通報があって、現地に飛んでいく。そして消火をする。消火をするために消防署はどういうことに努力するかといったら、もうこれ以上広げさせない。火事は部分焼とか半焼とか全焼とかあるけれども、部分燃のところまでで抑えるというのが、消防力を発揮するところだと思うんです。

だから、そうすると、車で走っていくと2キロ。それは4.5分なんです。だから、出勤するまでに2分かかって、あと走って行って4.5分の6.5分体制というふうに言われておりますが、そのために豊明市でも、ちょうど2キロ範囲内にあるのが一番最適な状況なんですね。

だから、出張所を南部のあそこにつくるというのは、一番いい方法なんですけど、これをつくった。そうしたら、広域化されたら、ほかのところは濃いところも薄いところもある。豊明市はぜいたくじゃないか、そんなもの廃止してしまえというふうに、広域化のところであるのではないか。こういう事例があるものですから、こういうことも考えられますが、その点についてはどうなんですか。お聞かせください。

No.67 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

近藤消防長。

No.68 ○消防長(近藤和則君)

広域化後の整理統合はと、こういうことだろうというふうに思いますが、広域化のスタートは5年後の平成24年度でございます。24年度を目指しているということでございます。

出張所は平成20年度に建設をする、来年度に建設をする。平成21年4月1日にオープンと、こういう運びになっております。そのオープンした出張所を広域化後、整理統合するということは、あり得ないというふうに私は思っております。

なぜならば、広域化の条件あるいはメリットといいますのは、住民サービスの向上、あるいは消防体制の効率化、それを目指しておりますので、したがって住民サービス、あるいは効率化が低下することはあり得ないということでございます。

万が一、このようなことが議論されることがあるならば、声を大きくしたいというふうに思っております。

終わります。

No.69 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

前山美恵子議員。

時間が迫っております。

No.70 ○13番(前山美恵子議員)

あと5分ですね。

今、南部出張所について、そういうことがあったら、とにかく守らないといかんと。消防長は頑張っていただけということなんです、これは6万8,000人の私たちのこの豊明市で、こういう選択をしたわけですよ。

これは住民の声が即、議会に届けられて、市の方が実施をするということで、身近に市民の声が反映しやすいから、こういう住民の声が実現されていくわけですけども、これが広域化をされた場合に、やはり声を大きくしたいと言わなければ、ひょっとして通らないかもしれないし、これから広域化、合併をされた場合に、あそこの水利が悪いと、きちっとしなければいけないとか、まあこんな小さな問題じゃなくて、大きな問題でも、問題が出たときに、果たして市民の声が本当に通る、50万人の大きな消防署体制になって、これが大きくなったときに、ちゃんとこういう声が反映されるかどうかというところは、非常に問題だと思うんです。

これは今、お答えがありましたように、そういうこともあったらということで、絶対に守れるとは言い切れないところが、私はちょっと懸念されるところであります。

それからもう一つ、効率化のメリットとして、大災害については対応できるという話なんですけれども、現在の消防組織法でも応援体制というのは、手に負えなかったら近隣からまず来る応援体制、これは39条にありますよね。それからもっと大きかったら、これは県内の応援体制が法律の43条にちゃんとどうたい込まれているわけです。何も広域化しなくても、そういうことにはちゃんと対処できる。

じゃ、広域化しなければいけない理由は何なのか。まあお答えを聞いていると時間がかかるのですが、本来、一番私たちが消防に望むことは、やっぱり安心して暮らせるように、命を火災から守ってくれるように、即来て、ちゃんと消火してくれる体制ですけども、豊明市の今現状はどうかといったら、火災が起きた場合、消防車は全部そろっております。だけど人員が足りない。

だから、大きな車でも、本来なら5人乗らないといけないところに2人か3人乗って、とにかく現場まで行って、機材をみんなそろえる。そこでやっと消火となるんですけども、例えば一番最初にポンプ車に乗って行けば、もう5人乗っていれば、即、両方から4本のホースを出して消火活動をするので、20%以内におさめることができるわけですよ。

それが、もう人員が足りないがゆえに、非番招集をしなければいけない。だったら、広域

化するのではなくて、人員を多くするということが、一番今求められているということなんですけれども、本来、こういうことを求めていくべきだと思うんですけれども、この広域化に対して、物を言うのは消防長ではなくて市長ですか。

ぜひとも、この広域化反対ということで、声を上げていただきたいのですが、どうでしょうか。

No.71 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

相羽市長。

時間が迫っております。簡潔に願います。

No.72 ○市長(相羽英勝君)

分散と集中という考え方がありますが、やはりこれからの世の中は、なかなか想像しにくいところが多いわけですが、生活様式も複雑化ないしは多様化してきますので、県の方針、国の方針というのは、そういうものに立脚して、現在のサービスを下げない形で考えているわけですから、そういう理解をしていただくようお願いをしたいということが1つ。

それから、市としては、先ほど消防長が申し上げた3つの点について、きちっと提言をして、課題として依頼をしておりますので、その点も含めてご理解をいただきたいと思えます。

以上です。

No.73 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

前山美恵子議員。

No.74 ○13番(前山美恵子議員)

今回の広域化について、県に返答をするというのは、強制ではないとあくまでも言っているんですね。

我が党の国会議員が、この広域化に参加しなかったら、ペナルティーはあるのかという質問書を送ったところ、そういうペナルティー、不利益な扱いはしないということを約束して文書で送ってきているんです。

先ほど、消防長も言われましたように最近、岡崎市が初めは100万だったところが、もうがんがんに物を言っていたので、これをまた細分化したという話もあります。

No.75 ○議長(堀田勝司議員)

残り 10 秒切りましたので…。

No.76 ○13番(前山美恵子議員)

だから、そういうことを力にして、とにかく県の方にうちはしないんだと。何ならもう人員を充実させてほしいということを書いていっていただきたいと思います。

No.77 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、13番 前山美恵子議員の一般質問を終わります。

ここで、午後1時 15 分まで昼食のため休憩といたします。

午後零時4分休憩

午後1時15分再開

No.78 ○議長(堀田勝司議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き一般質問を行います。

21番 月岡修一議員、登壇にてお願いいたします。

No.79 ○21番(月岡修一議員)

議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきますが、余り藪の中に入り込まないようにしていきたいなとは思っておりますが、市長、答弁の方をよろしくお願い申し上げます。

財政安定化へ向けての取り組みについて その5であります。相羽市長が就任されて早くも7カ月が経過しました。この間における市長としての活動を振り返り、市長就任以前にイメージされました市長という立場と職責に対して、果たしてどのような感想をいただいておりますか、はかり知れませんが、職責の重さや多忙な日々の行動等を合わせて、行政のトップとして行政運営方法に民間的手法との違いや、ご自身の考えと隔たりを覚えたり、多方面にわたり多少なりとも戸惑いと違和を感じておみえになるのではないのでしょうか。

財政的に大変厳しい時期に市長に就任をいただいた相羽市長には、その卓越した感性と一流企業で磨かれた経営手腕に大いなる期待をいたすところでありますが、私も微力ながら豊明市が目指す未来の姿と市政発展、そして財政安定化の実現に向けて、相羽市長の意向に沿った方向でお力添えができればとの思いを深めております。

先の選挙で、相羽市長は大勢の市民から即戦力の市長として大きな期待が寄せられ、

見事、当選を果たされました。その多くの市民の熱い思いと大きな期待が、相羽市長の能力を最大限に引き出す原動力になればと、心の底から祈るばかりであります。

私が今回の質問を、財政安定化へ向けての取り組みについて その5として、質問を一本に絞りました真意は、相羽市長が先の選挙に際し、市長候補者としてたくさんの選挙公約を市民に約束されました。その公約は、どれをとってもすばらしい内容であります。市長候補者として市民に公約されたすべての項目は、その公約が実現するまでの間は、証文としていつまでも生きております。豊明市の首長として、その公約の実現に向けて、ぜひとも全力を傾注していただきたいと願うばかりであります。

たくさんの公約の実現には、当然ながら財政が安定していることが絶対条件です。今年の4月10日に発行されました相羽後援会の号外には、市政改革という位置づけの中で、財政安定化へ向けての公約がなされております。市長も私と同じくして、豊明市の財政安定化は最重要課題であることを認識されておりますので、ぜひとも、きょうのこの公の場所において、存分にその考え方を詳しく述べていただきたいと思っております。

財政安定化へ向けての取り組みについては、本年度一貫して私が取り上げてまいりました質問事項であります。今般の私の質問が、市長の公約の実現に向けて先導的な役割を果たせれば、幸いであると考えております。

なお、一言お断りを申し上げておきますが、私は市長の選挙公約を逆にとり、意識的に市長を批判に値するような発言につなげるような、恣意的な考えは全く持っておりませんので、ご承知おきいただきたいと、言葉を添えておきます。

それでは、通告させていただきましたように、長期にわたる総括的な財政政策について、並びに今後の単年度ごとの具体的な財政政策について、以上、市長の答弁をお聞かせいただきたいとお願いを申し上げて、壇上での質問を終わります。

No.80 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

相羽市長。

No.81 ○市長(相羽英勝君)

月岡議員のご質問にお答えをさせていただきます。

今もありましたように早8カ月という感じと、やっと8カ月という感じの両方の印象があります。1日が1カ月、1カ月が1年くらいの感覚も一方ではありますので、悲喜こもごもとして今、市長の職を遂行させていただいております。

それから、そういう毎日でありますけれども、やはり民間から来まして、率直な感想を申し上げますと、民間の仕事、あるいは民間の考え方と違いまして、市役所というのは本当に難しいところだなと、こういうように実感しております。

どなたかのご質問のときにもちょっと申し上げましたけれども、一市民としては市役所の

仕事をするよりも、納税をしていた方がやっぱり充実感を感じるというか、楽だなという気持ちも一方で持っております。

ことほどさように、豊明市で市制を施行されまして35周年が既にたっております。この長年の間にたくさんの新しい課題に挑戦をされて、それなりの成果も上げられ、またそういう過程において、新しい課題もつくってきておられるということだろうというふうに思います。

そういう意味では、私は基本的な考え方としては、前市長以来、継続している部分についてのいい部分は拡大、充実をさせていただきますけれども、見直すものは見直す。そして、廃止するものは廃止すると、こういう基本的な考え方の上に立脚をして、市政に取り組みます。

簡単な言葉で、よく言われる言葉で申し上げますと、「守破離」と言いますが、守る部分は守る。それから破、破る部分は破る。そして守ると破るだけではいけない。もう一つの方法としては離すという部分があるかと思います。この3つの理念といたしまして、考え方に立脚して、市政の遂行に取り組みたいと、こういう決意を以前から私は持っていたわけでありまして。

したがって、議員がご指摘のように、いろいろな課題が今ございます。特に、地方分権の改革ということで、今まで経験したことのないような課題を、背中にいっぱい背負い込んで、今どこの市町村も行政の遂行に苦慮をしている。

逆に、心配をするとか、苦労を重ねるといふことと同時に、自立あるいは自己責任、あるいは自由、裁量の権限が与えられるという面も多くあるわけでありまして、自由闊達にできる部分も可能性が出てきたと、こういうことも期待をしているところであります。

豊明市の歴史を踏まえて、課題解決の立て直しというものに、具体的に組み込んでまいりたいと思っておりますけれども、とりあえず今、外的な状況としまして、いろいろ近隣市町のお話も出ますけれども、まず豊明市の納税状況というものをと見ますと、豊明市の納税は市民1人当たり14万2,000円、こういうものがございます。

加えて、例えば豊田市あたりでまいりますと25万3,000円と、こういうことでございますから、豊明市の人口に比較していきますと、約70億から75億の収入の違いというのが、まず一つあります。

豊田市は少しピンの方でありますから、隣の大府市あたりを見ますと、18万7,000円くらいになるわけでございます。これは豊明市と比べますと、4万5,000円くらいの違いになります、これが約30億から35億。

もう一つ、近隣でいきますと、日進市というところがございまして、ここが16万3,000円くらいになるわけでありまして、2万1,000円くらいの違いがあるわけでありまして。日進市と比べても、やはり年間15億以上の違いが現実問題あるわけでありまして。

したがって、そういう税収の違いによって、どうのこうのということを申し上げるのではなくて、できれば私は少なくとも日進市あたりの、今の1人当たりの税収の確保ができるような形の、一つ前向きな施策をとってまいりたいと。

それともう一つは、経費といいますか業務の見直し、現状を総点検、再点検をして、解体的な見直しをする時期に今、来ているわけでありまして、徹底した業務の分析をするための実態調査、これを一生懸命やっている最中でございます。

したがって、もう8カ月ということでありまして、時間はかかってきておりますけれども、なかなか実態について掌握ができてないと、いまだできてないというようなところが多いかと思っております。

したがって、税収面では、先ほど言いましたように、これを解決するための手段としては、やはり人口を増やさなければいけません。一つは人口増加です。そうしてもう一つは、豊明市の持てる財産を有効活用する必要があるわけでございます。例えば、土地という財産もあります。いろいろ住宅もあります。昭和40年代に豊明市が市制をしかささせていただいたときというのは、右肩上がりでも人口も増え、税収も増え、競馬事業もよかったです。こういうことだろうと思います。

そういうときに、やはり豊明市というのは活気があって、指折り数えて豊明市と言われたゆえんが、過去にはあったと思っておりますけれども、このところへ来まして、時代の栄枯盛衰といえましょうか、一つの変り目に今来ているわけでありまして。

したがって、そういう土地だとか、あるいは商工会でいろいろご面倒をかけております新しい事業の活性化とか、あるいは仕事づくり、新しい企業を誘致する部分について、これから一つ取り組んでまいりたいと。

昨日もご質問にありましたように、伊勢湾岸インター周辺の問題であるとか、あるいは豊明市にあと5つくらい私が目星をつけているところがあるわけでありまして、そういう問題についていろいろ具体的に取り組んでまいりたいと、こういうように思っております。

それからもう一つは、何はにおいても人材の育成でございます。豊明市には今550名の職員がおられるわけでありまして、この職員の人材の活用をいかにしていくか。あるいは、能力をいかにワイド化をして、さらに結束をさせていくか。そういうための一つの動機づけといえましょうか、もう一つは、やはり職員一人ひとりが自分の仕事に責任と誇りを持って、しかも大きな好奇心を持って、仕事に取り組める仕組みを私が今つくりかけているわけでありまして。

もちろん、幹部職員は当然でありますけれども、若手の職員の新鋭的な能力、そういうものをいかに引き出して形に変えていくかと、こういうことで職場環境の改善と組織陣容体制の改革に取り組んでいる最中でありまして。

やはり、組織が生き生きとした形で躍動感のあるものでない限りは、人材の育成強化というのはなかなかできない。特に、マネジャーの方のリーダーシップと指導、そういう高い見識を持った洞察力、それに伴う仕事に対する能力のワイド化、そういうものが必要になってくると思っております。

それからもう一つは、体質を強化していくという面からいきますと、やはりそういう物の考え方、あるいは事業の計画の仕方、あるいは仕事に取り組む姿勢、そういう問題について

は、仕組みを変えていくということになるわけでありませう。

したがって、再三申し上げておりますけれども、既成概念脱却型の行政に変えていかなければいけない。去年やっていたから今年も同じことをやる。いやいや、去年やっていたことについて評価、反省をして、さらに新たな要件を加えてリフレッシュした事業に変えていく。あるいは、やってみなければ、ほかにいい方法があったから、これはやめて新しい方法に乗り換える。そういうようなことも考えていく。

つまり、そういう現状肯定型から新しいやり方に挑戦をしていく考え方に、そういう巻き返しをしていく必要があるわけでありませう。

それからもう一つ、私がよく言いますように、やはり行政というのは、計画という入口は物すごく大事でありますけれども、問題は、それぞれどんな事業でも実行する過程と結果ということが強く望まれるわけでありまして、いい結果を生むためには、それなりの辛苦が伴うということになります。リスクが伴う。リスクのない行政というのは、恐らく市民から評価はされないだろうと、こういう考え方に立脚して取り組んでまいりたいと、こういうふうに思っております。

それからもう一つは、ご承知のようにITCといいましうか、インフォメーション・テクノロジー・コミュニケーションシステムということで情報処理技術、これを全面的に活用していく必要がある。現在、それぞれの事業にわたっての情報システムのシステム化というのが実行されておりますけれども、私の目から見た限りでは、縦割り型の情報システムに今なっているわけでありませう。

縦割り型の情報システムというのは、どういうことかと言いますと、それぞれの部門のニーズに対応するための仕組みづくりということにおいては、適切かもしれませんが、部門間あるいは全市役所の中で、市民の皆様はそれぞれ総合的にサービスができるようなシステムに期待をしていると思ひますし、また情報システムというのは、そういう意味では横のつながりも含めて横断的なシステムにして、どこでも、だれでも、いつでも、平均して正確なサービスが得られると、こういうことに変えていく必要があるかと思ひます。

これには、一つは情報リテラシーというような問題が、大きな課題としてあろうかと思ひます。今までの進め方だけでは、なかなか変わっていくということは難しい。したがって、情報システムの読み書きそろばんというのでしょうか、ある意味では、そのルールを一つ確立してやっていく必要がある。こういう部分について、いろいろお話を今進めて組織も変更していこうと、こういう矢先でございます。

これだけ大きな豊明市の行政全般にわたって、8カ月で微に入り細に入り全部、全状況をつかんで的確な方針というものはなかなかできない。私の最大限努力しているところでは、現在のような状況にあります。

それから、もう一つは財政再建ということで、具体的な数字でいけば、今 258 億円の借金といいましうか、こういうものがござひます。これについても、やはり私の任期中の中では、できたら 258 億円の 58 億円くらいは、ぜひ返却するように努力したい。そのためには、

先ほどからずっと申し上げたような内容のものを、これから一つずつ具体化をして、実行して成果を上げていく。数字として成果を上げていく。そういう源泉にしていきたいと。

しかし、こういうことをこれから断行していくわけですが、当然改革には痛みを伴うわけがあります。市民の方に我慢をしていただくというのか、理解をしていただくというのか、そういうことが本当に必要になるわけであります。喉元を過ぎれば熱さを忘れるというように、市民の皆様にはいろいろ今までの経緯もあって、世の中が大きく変革したわけでありますから、この価値観の変革、変化に市民の皆様のご理解とご協力が得られるような、そういうアナウンスといえましょうかPR、ご理解をいただくような機会をつくりながら、そしてご指導もいただきながら、市政全般についての運営を図っていききたいと、こういうふうに思っております。

いろいろたくさんの方がおりますけれども、とにかく現在の状況を短期的に見た場合は、来年20年度の予算は現在、総務部を中心にして企画をさせていただいております。査定をさせていただいておりますけれども、やはり市役所の収入に対して、要求される支出というもののミスマッチといえましょうか、不一致の部分がやはり10億円以上、来年も出てくるというような、今シビアに見た現状で、そういう状況にあるのも事実であります。

そうはいつても、来年から税収が一気に増えると、そんな魔法の手、魔法の棒のようなものはありませんので、自分たちの足元をしっかりと見ながら、中期的には体質を強化して、長期的には要するに先行投資型の企業誘致を含め、あるいは人口増による税収の確保、そういうことも含めて、対応をしてまいりたいと考えているわけでございます。

とりあえず今、私の心境について答弁をさせていただきました。

以上です。

No.82 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

月岡修一議員。

No.83 ○21番(月岡修一議員)

私が考えていましたように大変有能な市長であると、今の答弁内容を聞きまして、改めて期待をいたすところであります。

せっかくの機会ですので、このまま私も一般質問として終わるわけにはいきませんので、たくさん準備した中で数点、具体的な内容をもって再質問をさせていただきたいと思っております。

大変失礼かと思いますが、壇上でも申し上げましたように、今年4月10日発行の相羽後援会の号外を参考にしながら、再質問を進めてまいりますので、よろしくお願いを申し上げます。

すばらしい内容なんですね。今でもそう思います。こういう内容でしたら、ひょっとしたら私

も市長になれたかなと思うくらい、すばらしい内容です。

少しご紹介いたしますと、「相羽英勝だからできるプラスアルファのお約束」、「発想の転換」と、銘を打ってありますが、特に私は今から申し上げます内容が、非常に私と考え方が近いといっちは大変失礼ですけれども、そういった意味で注目をさせていただきました。

1つ申し上げますと、民間活力を注入し職員の意識改革。やる気と能力アップを図る。それで年間2億円以上の成果を確保。私は成果はどうあれ、結果はどうあれ、こういった意欲を持って、ご自分の意欲を活字にして、そして、その努力を目標として置きかえる。大変すばらしいと思っております。

したがって、何が2億円なんだというまでは申し上げませんが、ただ私は過去に何度も職員の資質向上、意識改革について質問を繰り返してまいりました。しかし、残念ながら当局の中では、大きな成果を得ることはできなかったと思っております。

しかし今、市長から職員の資質等について答弁がありましたように、市長のお考えの中で、いかにしてこういった職員の資質向上、やる気のアップで、年間2億円以上の成果という形に置きかえられるのか。その手法というものを少しお尋ねをしたいと思います。もしできましたら、お聞かせをいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

No.84 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

相羽市長。

No.85 ○市長(相羽英勝君)

答弁させていただきます。

職員の方の意識改革と、もう一つは、そういうものに伴う、民間でよく使う言葉としては「生産性の向上」、こういうことに尽きるかと思えます。

したがって今、職員の皆さんには課長会議とか係長会議で、幹部会議ではもうその都度、私が意見を述べている部分があるわけでありましてけれども、私が市役所に入って、職員の皆さんとお話をして一番違和感を感じたということは、やはり今まではこういうふうにやっていたけれどもということ、それから過去こういうふうにやってきましたから、変えることはなかなか難しいと、そういう考え方が非常に強いわけでありまして、過日も職員の人の4月から9月までの時間外勤務の状況を拝見させていただいたわけでありましてけれども、その中でもすごくばらつきがあるわけでありまして。

ばらつきというのは、やはり職員の方で、できる方が仕事をするという見方もありますし、与えられた、要求される仕事に対して、少し背伸びをして一生懸命ついていくという職員の方もおられる。

したがって、残業時間だけでとやかく言うというのは少し語弊があると、こういうように思いますが、ただ職員一人ひとりが向上心をどれだけ持てるかと。あるいは、好奇心

をどれだけ持てるかと。それから、自分のウイークポイントというのは、どういうものが自分のウイークポイントになっているのかと、こういうところを整理をするきっかけを私がつくらなければいけない。そういうことで、職員の皆さんと会議だとか、市長室でいろいろ仕事の決裁をいただくときに、個々に今やりとりをさせていただいております。

大半の職員の方は、本当にうまく素早く呼応していただいて、「こういう考え方もしなければいけないね」というような言葉をいただきますけれども、もう一つ、市役所の中で業務改善活動という今、「グッジョブ ショー」というのを、ずっと前からやっているということを知っていて、私は大変すばらしいことだなと。こういうことで、いろいろ今までの過程をお聞きしたり、見させていただいたりいたしまして、今年、私がこれを大きく変えようということをお願いをしていることがあります。

これは、業務改善活動は、必ず現状をきちっと冷静につかまなければ、業務改善の足がかりにはならないということでもあります。どちらかというと表面的なことで、どちらかというと観念的な改善、改革をする、そういう改善活動もあるわけでありましてけれども、やはり現状を踏まえた改善活動をする。そのためには現状調査をしっかりやる。

そして、問題点をきちっと摘出して、またその問題点に対して、問題点がたくさんあればあるほどいいんですけれども、その問題点の中から代表的な課題を3つくらい掲げて、これを今度改善策として具体的に議論をし合って、アイデアを出し合う。

そして、その改善しなければいけないのを試行して、そして評価をして、その評価に基づいて定着をさせる。改善した結果は必ずもとに戻らぬような仕組みづくりを、私はしなければいけないと思う。

こういうことで、職員の皆さんに私の考え方を私がつくって提供して、今やっていただいております。

それともう一つは、職員の意識改革という面では、若い人ということがございます。若い人というのは、私と直接話し合うという機会が余りありませんので、このたび、若い人とフリーにディスカッションをして、お互いにアイデアを出し合って、お互いに刺激し合う。そういう観点に立って、若い人とオフサイトミーティングを、12月17日から開催しようということで、今、希望者を募っている状況であります。

これは夜、自由参加でありますけれども、私の思いと若い職員一人ひとりが、豊明市役所の職員として勤めるための自分の心構えだとか目標だとか、夢というのがあるはずでありますから、そういうものを私は一度聞いて、それぞれの若い人の考え方に私の考え方をぶつけて、ぜひ相乗効果の上がるような改革をしたい。

そういうような形で、いろいろ手法はありますけれども、550名おられる職員の能力を拡大すれば、できたら自分の担当している隣の係の仕事、左の係の仕事、そういうものを相互補完できるような職場知識の共有化ということをぜひ進めて、そうすれば、これは自分の仕事、これはあなたの仕事、これも私の仕事じゃないというようなことじゃなくして、お互いに相互補完ができるような職場の知識を共有化するような、そういう訓練、研修をぜひ

進めていきたいというふうに思っております。

そういうことによって、2億円というのは、逆に言うと私はわずかな目標だというふうに思っているんです。例えば、人間の能力なんていうのは、無限にあるわけでありますから、できたら今、550名おられる方の極端なことを言いますと、10%ですね。50人。まあ55人の人の仕事に見合う部分を、例えば500人でカバーし合うというくらいのことは、そんなに難しいことではない。そういうふうに私は思っております。

それは意識と、やっぱり業務処理能力、遂行能力、そういうものを拡大して充実させると。サービスは下げないというような考え方でいきますと、ある程度そういうものが浸透してきた段階からは、その生産性をお金に換算すれば、1人、例えば年間700万円とか1,000万円とかというお金がかかるわけでありますけれども、そういうものの積み重ねで1割の生産性を上げれば、簡単に2億円くらいのは、経済計算に置きかえれば、2億円くらいになるものは、十分見積もることができるというふうに私は思って、このマニフェストには書きました。

以上です。

No.86 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

月岡修一議員。

No.87 ○21番(月岡修一議員)

ありがとうございます。

もう3点ほど質問をさせていただきたいものですから、時間も迫ってきましたので、答弁内容をもう少し整理をしていただきますと、ありがたいなと思っておりますので、よろしくお願ひします。

今の市長の答弁の中で、できたら任期在任中に58億円くらい市債を返済したいと、発言がございました。前回の私の質問で申し上げますと、現在の258億円を超える大きな市債は必ず、近い将来、予算編成において足かせになる。当然、早期に繰上返済を進めて、支払利息をより有効に活用すべきじゃないでしょうかと、その考え方を求めましたが、当時は納得できる答弁はありませんでした。

しかしきょう、市長がみずから具体的に58億円の返済を目標とされていると。これは当然ながら、繰り上げに挑戦をされるということしか方法はないと思うんですが、それでよろしいですか。

No.88 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

相羽市長。

No.89 ○市長(相羽英勝君)

私の努力目標として回答させていただきました。

できれば、それを超えるくらいのをやれば最高ですけども、とりあえずやっぱりチャレンジは高く、取り組みは素早くと、こういうことでやりたいと思っております。

No.90 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

月岡修一議員。

No.91 ○21番(月岡修一議員)

本当にその意気込みを4年間続けていただければと、期待を申し上げておきますが、もう一つ、前回申し上げましたように、財政再建、財政安定化への一つの条件は、やはり各種予算の削減、でき得る限り厳しい予算で対処すると。

つまり前回、市長公用車をどうするんですかと、私は申し上げましたが、市長のマニフェストの中にも、市長公用車を大衆小型車に変更すると、このような約束事がされております。

前回、私の質問における市長の答弁では、公約が守られないのかなと感じましたが、そのように受け取ったわけですけども、当然ながら、今の勢いでいきますと、市長の公用車も大衆小型車に変更し予算を削減する。合わせて大変失礼かもしれませんが、議長車も同じように歩調を合わせる。まず、そういった努力もして、初めて財政安定化へ向けての一步が記されるのではないかなと、かように思うわけですけども、その点に関して前回の答弁と、このマニフェストとの公約とに大きな差があるわけですが、どのようにこれを解釈したらよろしいのか、ご答弁を求めたいと思います。

No.92 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

相羽市長。

No.93 ○市長(相羽英勝君)

市長公用車の問題については、私も公約で大衆小型車に変えると、こういうことを申し上げているわけでありませう。

ただ、いろいろ切りかえの問題等もございまして、来年の予算措置では今、私の公用車

として持っているものは買いかえます。買いかえて、中型車というんでしょうか、そういうものは1台減らす。こういうことで予算措置もやっていく考え方であります。私の方の関連については、そういう形で取り組んでまいりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

No.94 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

月岡修一議員。

No.95 ○21番(月岡修一議員)

2回連続して同じ質問をさせていただきましたが、その価値があったかなと。今の高級な市長公用車を、だれが見ても納得できるような車に変えていただけるとのことですと、一番市民が納得されるのかなと思えますし、これからいろんな事業においても、豊明市から発信するくらいの勢いが必要だろうと。

また、今の市長の各種答弁から考えますと、豊明市からいろんなことが発信できるのではないかなと、そのような実感がいたしました。

それで、合わせて私はこれも財政問題に関連しますので、一つ当局の皆さんにお尋ねするわけですが、きょうの新聞の中でポスター費上限を48%引き下げると、犬山市議会が議案を提出されたようですが、私もこれほど問題になっている議案として、財政が豊かであるから上限まで活用することが容認されるのか、市場の財政原理が厳しいから最低限でやれと言われるのか、上限が設けられていて、その中間もない。その用途については、議員一人ひとりの常識に任されているのか、非常にあいまいな時期に遭遇しております。

今、議員が議員の選挙公営費の使用について批判をし、各議会で問題になっております。議員が議員の用途についてクレームをつける。こういったことは非常に私は不自然な行為ではないかなと感じております。

これが問題になるのであれば、いつそのこと、豊明市は選挙公営費用はやめた方がいい、廃止をすべきだろうと。または一時、凍結する。これも財政安定化に向けての一つの措置だろうと考えます。

したがって、さまざまな問題を起こすような要因は、いつそのこと、排除するような方向で検討されるのも必要ではないかなと思っております。

次の選挙から一時凍結、または廃止、そのような思い切った措置をしていかなければ、38万数千円の上限で、それを20万円に上げたから、その人は常識があると言われるのか。10万円に上げたから、その人はすばらしいと言われるのか。38万円使ったから、犯罪者的な見解で見られるのか、非常に難しいですね。

ゼロから38万円以上の枠がある以上は、その人の置かれている立場とか常識とか、い

ろんなことも含めて考えなければいけないんでしょうが、自由裁量と受け取らざると得ないわけです。

しかし、それがだんだん財政が厳しいから、市場原理が厳しいからということで、皆さんそれぞれ節約をするような雰囲気が出てきている。それは私は結構だと思うんですが、しかし一体だれがどのような形で今現在はこの辺ですよとか、20万円ですよ、15万円ですよとか、10万円ですよという制限をすることができるのか。これはだれもできませんよ。

20万円で今いいんじゃないかと言ったものが、この次の次の選挙では10万円を超えてはいけないと言われる可能性もあります。そんなものだったら、もういつそのこと、やめた方がいいと、そう思っております。

そして、少しでも財政安定化に向けて、いい方向にあるべきだと思っておりますが、一つ市長、率直な意見をお聞かせください。どのようにお考えでしょうか。

No.96 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

相羽市長。

No.97 ○市長(相羽英勝君)

私も当事者の一人でありましたから、どういうご理解を市民からいただいているかどうかというのは、わからないところがあるわけですが、この豊明市で選挙に関して、市長選挙、市議会議員選挙に関して、独自の考え方というのは、むしろ大変大事なことじゃないかと思えますけれども、公職選挙法とか、いろいろよく精査してみなければいけない部分もありますので、この辺についてはちょっと勉強をさせていただきますということで、ご理解をいただきたいと思えます。

No.98 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

月岡修一議員。

No.99 ○21番(月岡修一議員)

大変恐れ入りますが、市長の勉強させていただきたいというご希望は結構だと思います。

財政を扱う当局のご意見を、ちょっとお聞かせいただけますか。

No.100 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。
山本総務部長。

No.101 ○総務部長(山本末富君)

近隣市町では、早い市の方はもう改正の動きが出ております。
豊明市は将来どうするかにつきましては、議会の議員の方と色々な協議の中で、今後進む方向を探っていきたいというふうに考えております。

No.102 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。
再質問がありましたら、挙手を願います。
月岡修一議員。

No.103 ○21番(月岡修一議員)

ぜひとも議会の方とも話題にしながら、いい方向を選択できるような措置が必要だろうと思っておりますので、期待を申し上げておきます。

まだ時間がありますので、もう一つ申し上げます。

恐らく、来年度の予算編成も相当厳しいとお聞きをしております。年々厳しいと思えます。国の方針も本当に定まっていないような方針が多いわけですから、当然地方自治は大変厳しい状況に追い込まれてしまう。近い将来、多分、豊明市においても、健康保険とか介護保険、または下水道料金、学校給食費、保育園費等々に、市民の皆様に負担増を強いらなければいけない時期が来るのかなと考えざるを得ません。

しかし、そのときが来て、直前になって、各種事業が厳しい状況であるから、予算編成の上で増額をお願いするという事は、なかなか市民は受け入れがたいというような気がします。今から事前に、長期的な予算展望を体系的に市民に知らせて、もう既に数年先には非常に厳しいですよ。この部分では将来は本当に市民の皆様に負担増を強いていかなければいけないと、そのくらいの配慮が必要かと思っております。

しかし、その前に一つ私は考えていただきたいのは、我々は28人の議員を22人まで定数削減して、大きな血を流し、今日の予算編成に私は大きな足跡を残したと自負いたしております。議会としてはやるべきことは本当にやり遂げたと、そう思っております。

この次にお願いをしなくてはいけないのは、市長含め三役の皆さんの報酬カットだろうと、はっきり申し上げます。まずこれがあり、そして、市民に対して長期的な展望で厳しい予算を提示すると、こういった流れが肝要だろうと思いますが、今の財政の中で、今すぐどうのこうのと申し上げますが、厳しい財政の中でそのときが来たら、市長みずから報酬をカットできる、そのような気迫はございますか。答弁を求めたいと思います。

No.104 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

相羽市長。

No.105 ○市長(相羽英勝君)

今、豊明市の財政状況というのは、議員の皆さんを始め職員も真剣に受けとめているところでございますから、これは私は市の幹部会議でも申し上げているんですけども、みずからを律せずして、円滑かつ効果的な予算運営、確保はできないと、そういうことを盛んに役所の中では理解を求めているわけでありまして。

したがって今後、ある日突然、税収が増えるなんていう魔法の手はありませんので、いかに我々が現実に直視した予算をしっかりとつくるために、まず私以下職員がみずからを律して、そして市民の負託にこたえて、市民の評価をいただくということが、最優先課題であるというふうに理解をしております。

また、もちろん今回の予算で非常に大きく危惧しているところは、教育施設の耐震の問題があります。したがって、他市町村と比較してどうだからということは、私は余り重きを置いておりませんけれども、少し自分たちの力に合った形で努力目標を持って耐震化をやっていく。他市町村というのは、小学校、中学校ができた時期が各々みんな私どもと違いますので、そういう実情を踏まえて皆さんのご理解も得ながら、最大限のやっぱり安心・安全の対応をしていくと。

そのために今申し上げたように我慢していただくところは我慢していただくと、こういう姿勢を市民の皆様にも、すべての行事も見直すということも含めて、ご理解いただくように努力をしてみたいと思っております。

以上です。

No.106 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

月岡修一議員。

No.107 ○21番(月岡修一議員)

今回、私の目的は、市長の答弁を引き出すことにありましたので、私の質問より市長の答弁が長いという目的に合った結果を得ることができてよかったと思っております。

私は今率直に申し上げますと、市長在任の4年間というのは、長いようで本当に短い期間だと思っております。したがって、この4年間に市民に約束したすべてのマニフェスト

を実現させることは、不可能と言わなければなりません。

しかし、市民から相羽市長を選んでよかったと言わしめるような4年間であってほしいと思っております。どうぞ歴史に残るような政策を打ち出して、群臣が燃え尽きてしまうくらいの手腕を発揮していただきまして、市民に本当に相羽市長を選んでよかった、とだけいただけるだけの信頼を築き上げていただきたいと、お願いを申し上げまして、私のすべての質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

No.108 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、21番 月岡修一議員の一般質問を終わります。

ここで、10分間休憩といたします。

午後2時10分休憩

午後2時21分再開

No.109 ○議長(堀田勝司議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き一般質問を行います。

6番 山盛左千江議員、登壇にてお願いいたします。

No.110 ○6番(山盛左千江議員)

それでは、通告に従いまして一般質問をいたします。

まず、地球温暖化対策を進めるためにを質問いたします。

温暖化がもたらす悪影響は、異常気象、自然災害の大型化、さらには生態系や農作物へと広がり始めています。この10年間で比べると、400ミリ以上の豪雨は3.4回から11.1回に増え、今年は猛暑の影響からカキの大量死滅、米は「やや不良」との報道もありました。

先月、気候変動に関する政府間パネルが統合報告書をまとめ、リスクをどれだけ減らせるかは、今後20年から30年の努力が影響すると、早急な対策を訴えておりました。

本市は第4次総合計画で循環型社会の形成を掲げており、生ごみ堆肥化などの有機循環システムについては、軌道に乗り始めているように思っています。

しかし、公共施設の温室効果ガスの削減を目指したエコアクションプランでは、温室効果ガスを11年度比、約7%削減と、目標を定めておりましたが、毎年増加をし、18年はかろうじて横ばいであったようですが、目標を大きく上回っているのが現実です。

一般ごみについても、2010年に04年度比、20%削減を目標として掲げていますが、昨年は横ばい、今年度の上半期は前年比117トン増加しているように聞きました。日々の暮らしの中で多くの人たちが地球温暖化の影響を感じていると思います。

市役所内の省エネ、エコ対策はもちろんのことでありますが、市民や事業所にリサイクルや省エネに取り組んでもらわなければ、温暖化に歯どめをかけることはできません。

そこで3点、質問をいたします。

1点目、この10月から緑区がレジ袋の有料化を実施し、平成20年度までに全市内に拡大を目指しています。豊明市はレジ袋有料化を実施するのでしょうか。その時期はいつごろを予定していますか、お聞きいたします。

2点目、本市のエコアクションプランは、対象が市の公共施設や職員に限定されています。効果を上げるためには、市民や地域、事業所も巻き込んだ推進計画が必要だと考えますが、策定のお考えはありますか。

3点目、市民や地域、事業所に向けてのCO2削減、ごみ減量など、どのような取り組みを考えておられますか、お聞きいたします。

質問の2つ目、職員定数削減と市民サービス向上を両立させるために質問をいたします。

公務員のお金に絡む不祥事件やわいせつな行為、酒気帯び運転など事件は後を絶たず、行政不信、公務員バッシングの熱が冷める暇がありません。民間に比べれば改善の余地は多々あり、ぬるま湯体質への批判の声も多く聞かれます。

国は地方自治体に公務員減らしを命じ、これに追い打ちをかけるように、十分な税源移譲もないまま、地方分権の名のもとに仕事を地方に押しつけてきています。市は行政改革、集中改革プランにおいて、職員の定数管理の適正化を上げていますが、我が自治体にとって適正とは何なのか。国が示した数字にただ従うのではなく、実態に合った定員管理が必要だと考えています。

しかし、豊明市の財政は適正の議論を超え、人件費の削減なしには乗り越えられない状況にまで落ち込んでいます。今は職員がやる気と能力を発揮し、行政のむだをなくし、市民サービスの低下を抑えるために、少数精鋭で最大限業務に当たることしかないと考えます。

企業の景気回復により民間企業の人気が高まり、公務員離れが深刻化しています。事態を重く感じた自治体は、職員採用の条件見直しに取り組んでいます。相羽市長はマニフェストで民間企業経営の実績を強調しておられました。人事は経営の要でもあります。市長の民間経営、リーダーシップに期待し、質問をいたします。

まず1つ目、豊明市への通勤圏内の近隣11市町の採用状況を調べたところ、新規採用が25歳以下と制限していた自治体は豊明市ほか1市2町で、26歳が1市、27歳が3市、30歳が3市ありました。刈谷市の新規採用は25歳としていますが、別に35歳までの民間経験者枠を設け、また大府市は35歳までの、豊田市は50歳までの経験枠を設けています。職員採用の年齢制限の撤廃、あるいは拡大の必要性を感じますが、見直しのお考えはありますか。

2点目、優秀な人材を確保するために、本市ではどのような努力をしていますか。

3点目、このところ特に専門職において、臨時職員の募集をかけても、応募がないケースが目につきます。非常勤特別職の職域を拡大し、安定した雇用と収入を約束することで、臨時職員を確保してはどうでしょうか、お聞きいたします。

4点目、定年退職した職員を再雇用する動きがあるようですが、対象者にはどのような基準を設けていますか。職場や仕事内容、雇用期間などはどのように決めるのでしょうか、お伺いいたします。

次に、職員の特殊勤務手当と附属機関の委員報酬の見直しについて3項目、質問をいたします。

まず1つ目、職員の手当について。

本市の特殊勤務手当は、近隣市町と比較しても手厚い方です。必要な手当は残すにしても、他市や他の職員とのバランスから見直しの必要性を感じます。第5次行政改革にも職員の特務手当の見直しが掲げられています。早急に廃止、あるいは減額するよう求めます。

2つ目、議員の報酬の問題です。

議会から市の附属機関、例えば都市計画審議会委員や国保運営協議会、土地開発公社など、さまざまな委員として多数選出され報酬が支払われています。また、水道企業団や東部知多衛生組合など、一部組合議会にも議員が選出されています。議員は毎月報酬が支給されており、議員としての見識を期待して任命している者にまで報酬を支払うのは、重複支給と言えます。こうした報酬は廃止してはどうでしょうか。

一部事務組合などは本市の一存で見直しすることができませんので、本市から見直しの提案をするよう要望いたします。

3つ目、附属機関等の会議が極めて短時間で終わっても、1回分 7,200 円の報酬が支払われています。短時間の場合は、報酬を半額支給するよう制度を見直してはいかがでしょうか。

4つ目、大学教授や専門家であっても委員報酬は一般の委員と同じです。低額で依頼しにくい、受け手が見つからないという声も聞きます。それ相当な報酬に値上げしてもよいかと思うのですが、この点についてはいかがでしょうか。

質問の4つ目、下水道使用料の賦課漏れについてお伺いいたします。

先の9月議会の月岡議員の質問で下水道料金の賦課漏れが明らかになりました。確認できるだけ、その額は 1,430 万円に及び、そのうち徴収可能額は 380 万円とのことでした。その後、未徴収となった原因を調査し対応に努力しているようですが、現在までの徴収額、再発防止策についてお聞きいたします。

井戸水を使用し、排水は下水道を使用している世帯が、下水道課が把握しているだけで約 90 軒ありました。豊明市は井戸の届出義務地域ではないため、使用の実態が把握できない状態にあります。井戸使用者の賦課漏れはないのでしょうか、お聞きいたします。

下水道への無断接続に対し工事を行った者や使用者に対しては、下水道条例で「5万円

以下の罰金、又は徴収を免れた額の5倍に相当する額以下の過料に処する」と定めています。指定工事店に対しては規則で指定の取り消し、または6か月以下の指定停止というペナルティーを設けていますが、いずれも効果的に働いているとは思えません。罰則強化の考えがありますか、お伺いいたします。

以上、壇上での質問を終わります。

No.111 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

後藤市民部長。

No.112 ○市民部長(後藤 学君)

地球温暖化対策に関する3点のご質問をいただきましたので、お答えをいたします。

まず、緑区のレジ袋有料化にならって、豊明市も実施してはどうかというご質問ですが、当市におきましても、緑区が実施する前から大手スーパーと商工会を交え、レジ袋の削減に関する意見交換会を行っております。その中で緑区の取り組み状況や、当市においても実施できるかどうか。また、事業者がどのように考えているか意見聴取を行いました。大手スーパーからは、「やるならばコンビニや大手薬局も」という要望がありましたので、そういった意見も踏まえ、ドラッグストアや消費者団体なども交えまして、今年14日に2回目の会議をすることになっております。

なお、県の方でも明確にこのレジ袋の有料化を推進する姿勢を打ち出してまいりましたので、当市といたしましては、来年2月号の広報でレジ袋削減取組店の募集を呼びかけまして、平成20年のスタートから、まあ全部一斉というわけには、これはいきませんが、スタートできるように働きかけていきたいというふうに思っております。

それから2点目、エコアクションプランを市内に拡大してはどうかというご提案ですが、エコアクションプランは、1事業所としての市の施設を対象とした地球温暖化防止対策プランでありますので、市民や地域事業所などに対しましては、環境基本計画の中に、「地球規模で考える このまちの取り組み」という部分がありますが、それに沿ってできることから働きかけていきたいというふうに思います。

それから3点目、市民や地域、事業所に向けてどのような取り組みを考えているかというご質問ですが、環境課では循環型社会と地球温暖化防止の推進計画を現在作成しておりまして、これを念頭に、できることから環境にやさしい事業を進めてまいりたいと思います。

幾つか例を挙げますと、例えば10月から導入いたしましたバイオディーゼル燃料の製造装置により、化石燃料に頼らないエネルギーの普及促進に努めてまいります。

現在は給食の廃油、約10トンですが、これを対象にしておりますが、来年度中には清掃事務所に回収ステーションを設置し、各家庭の廃食油も回収をしてリサイクルに取り組む予定であります。

また、事業者向けには環境配慮型事業所、いわゆるエコオフィスの認定制度もスタートし、事業者に対しても働きかけていきたいというふうに思います。

一方、市民の皆さんには、レジ袋の有料化にあわせてマイバックを使っていただくように啓発をするとともに、環境家計簿をつけていただきまして、少しでも地球温暖化の意識を深めていただくよう、来年度中の実施に向けて進めてまいりたいというふうに考えております。

このようにできるところから、しかし確実に豊明市として地球温暖化対策を進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いしたいと思っております。

以上で終わります。

No.113 ○議長(堀田勝司議員)

宮田企画部長。

No.114 ○企画部長(宮田恒治君)

それでは、山盛議員の2点目の質問、職員数削減と資質向上を両立させるために、について答弁していきます。

まず、第1点目の新規採用の年齢制限の撤廃、あるいは拡大してはどうかという質問に対して回答していきます。

市では、職員が今後団塊世代の大量退職を迎える中、職員年齢の平準化を図るため、前倒しをし、計画的に職員の採用を行ってきました。

このように計画的に職員採用を行っているところでありますが、また本市のような職員規模、採用職員の規模から考えますと、今のような年齢制限を持った採用方法が最適と考えて、現在、年齢の上限を見直す考えはございません。

ただし今後、財政上の事情が考慮され、職員採用が大幅に削減されるような状況が生じた場合等においては、経験を有した人材を確保する必要性が想定されますので、この件につきましては柔軟に対応していきたいと思っております。

それから、2点目の優秀な人材を確保するためにというご質問ですが、平成19年度の新規採用職員の受験案内を、よりページ数を前年度より増やしております。本市の人材育成方針等を示し、働きたくなるような魅力ある案内づくりをしてきました。

また、この19年度からは、ホームページにもそうした案内を掲載し、また申込書はホームページからもダウンロードができるようにいたしました。

それから、3点目ですが、臨時職員の募集に際してというご質問です。

平成20年4月より採用する臨時職員につきましては、本年度より登録制度により採用することといたします。今まで各課で同様の業務を行ってきたものを、人事秘書課で一括して行うことにより、各課の事務の軽減を図り、かつ募集してもよい人材がいない、また急な退職者に対応できないなどの問題を解消し、幅広い人材を安定的に確保し、効率的な人材

活用を進めていきたいと考えております。

それから、非常勤職員の採用につきましては、特殊かつ長期的に人材を必要とすると考えられる職種につきましては、非常勤職員の採用についても考慮していきたいと思っております。

それから、4点目の再任用職員の採用のご質問ですが、再任用職員の採用につきましては、日本社会の高齢化が急速に進展する中で、再任用制度を想定した国家公務員法及び地方公務員法が改正され、平成 13 年度から原則として再任用を希望する定年退職者は、その意欲と能力に応じて、年金開始年齢に連動する形で公務部内で働くことができるよう、新たな再任用制度が導入されました。

市では、これを受けまして条例を整備し、団塊世代の大量退職を迎えた平成 20 年度から再任用職員を雇用することといたしました。

ご質問の採用の基準につきましては、「平成 19 年度 豊明市職員再任用制度実施要領」で定めた勤務成績、それから執務能力、勤労意欲、心身の状況等を考慮し、任用委員会が選考し、任用委員会からの報告により市長が決定することとなります。

職場や仕事の内容については、受け入れる側の職場の意向や再任用職員の希望、それからさらには退職者と臨時職員の配置状況等を総合的に判断して決定される事項であると思っております。

今後、再任用職員の採用者が決定し、最終的には来年度の人事異動の中で決めていくことになっていきます。

それから、もう一つの職員の特殊勤務手当についてのご質問がありますので、こちらの方を回答していきます。

まず、1点目の特殊勤務手当につきましては、「著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務や著しく特殊な勤務に従事する職員に対し、勤務の特殊性に応じて支給するもの」であります。

最近の公務員制度の議論と相まって、公務員給与の是正は住民の関心のあるところですが、特に最近における財政状況が厳しい中では、特殊勤務手当などを支給する根拠を明確にできなければ、住民から厳しい批判を受けることとなります。

平成 18 年度には日曜常勤、あるいは年末手当を廃止してきました。そうした中で、さらにこの特殊勤務手当全体を見直すことにより、来年度から新たに改正すべく現在、職員団体と交渉中であります。交渉がまとまれば、この結果をまた条例の一部改正として提案させていただく予定であります。

それから、2点目の審議会委員等の報酬についてですが、地方自治法第 203 条第 1 項によりますと、普通地方公共団体は、その議会の議員、委員会の委員、非常勤の監査委員その他の委員など、審議会及び調査委員会等の委員その他の構成員など、地方公共団体の非常勤の職員に対して、報酬を支払わなければならないと規定されております。

また、報酬及び費用弁償は、普通地方公共団体が支給しなければならない義務を負うも

のであって、これを受ける権利は公法上の権利でありますから、条例をもってこれを支給しないと定めることはできません。あらかじめこれを受ける権利を放棄することはできないとされております。こうした法の趣旨を理解した上で、市から見直しをご提案させていただくことは、適当ではないと考えております。

3点目のご質問に移ります。

前に申し上げた報酬については、同法同条第2項において、議会の議員以外の者に対する報酬、原則その勤務日数に応じて支給するものが規定されております。基本的には報酬は日額で支払うことになっておりますので、議員のご提言の短時間の場合、半額にすることについては、条例で規定すれば可能だと思っておりますが、実態として、短時間であっても、それは1日拘束する結果となっていきますので、基本的には日額として支給することになっていくと思っております。

それから、4点目ですが、大学の専門家については報酬を上げてはどうかということですが、財政状況が厳しい状況にあります。他の報酬が上がらない中、部分的であっても額を上げることについては、少し難しい問題ではないかと思っております。

また、低額で受け手が見つからない現状であるとのこと指摘ですが、多くの課に関係することでもありますので、詳細に実態を把握した中で、他市の状況を参考にしながら、これも研究していきたいと思っております。

以上で答弁を終わります。

No.115 ○議長(堀田勝司議員)

山崎経済建設部長。

No.116 ○経済建設部長(山崎 力君)

下水道使用料の問題について答弁をさせていただきます。

徴収額についてということでございますが、これは先の全協でもご報告をさせていただきましたとおり、現在は76名のうち64名の方にご理解をいただきまして、徴収手続をさせていただいております。この遡及額につきましては約380万円のうち、現在では130万円強の徴収ということになってございます。

それから、再発防止策ということでございますが、未申請対策といたしましては、愛知中部水道企業団に申請をされた新設メーターのチェックと、建築確認申請のチェックを毎月実施していきます。

また、既設の水道の休止や開栓状況の確認をしていきたいと考えております。

さらに、完了届等の未提出については、排水設備確認申請提出後2カ月を経過したものにつきましては、確認をしていきたいというふうに考えております。

入力漏れの対策といたしましては、完了検査終了後に開始水量確認書を発行した後、開始賦課を入力するものでございますが、これを検査済証発行リストを作成し、開始賦課

入力リストを確認すると。二重チェックの形をとってまいりたいというふうに考えております。

それから、既設建築物の未接続対策につきましては、未接続者の接続依頼あるいはPR等をより一層行いまして、状況の確認等をさせていただきながら、未接続の対策をとってまいりたいというふうに考えております。

それから、井戸水使用者の問題でございますが、これは排水設備等の工事計画確認申請書によって、当初、使用水の区分といたしましては、水道だとか井戸、水道井戸併用、その他というように申請の段階で確認をしておりますが、先ほど壇上で言われたように、全部の井戸水の確認はできているかということでございますが、井戸そのものは、議員もおっしゃられましたように、届け出の義務は豊明市ではございませんので、全部の確認はできておりません。

したがって、先ほど申し上げましたように、申請のときにさせていただくということになりますが、現在、全地区において調査を実施しておりますので、その段階で確認できるものは確認をしていきたいというふうに考えております。

さらに、今後につきましては、完了検査時に接続の状況だとか、そういったものを十分に把握するようにしてまいりたいというふうに考えております。

それから、罰則の規定についてということでご質問がございましたが、指定工事店の罰則、あるいは工事店以外の罰則ということでございますが、下水道条例の中、24条でございますが、1から3号までに定めてございます。

さらには、指定工事店については規則等を定めてございます。そういったもので対応してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

終わります。

No.117 ○議長(堀田勝司議員)

一通り答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.118 ○6番(山盛左千江議員)

じゃ、下水道のことからお伺いいたしますが、今回の賦課漏れの中で、一番原因として多かったものは何だったのでしょうか。

No.119 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

山崎経済建設部長。

No.120 ○経済建設部長(山崎 力君)

届け出の未申請といえますか、そういったものが一番多い案件でございました。

No.121 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.122 ○6番(山盛左千江議員)

届け出未申請ということですが、条例ではそういった申請届出、使用開始届出など、いろいろ定めておりますけれども、いずれかを怠ったとき、あるいは虚偽や不正があったときは、処罰の対象となるというふうに条例で定めておりますが、今回のそういった件数において、処罰を適用されるのでしょうか。

No.123 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

山崎経済建設部長。

No.124 ○経済建設部長(山崎 力君)

原因につきましては、いろいろとケース・バイ・ケースがございます。それぞれの適正な、的確な判断が必要ではないかというふうに考えておまして、したがって、法的な観点、あるいは自治法の解釈だとか、まあ先進地の事例等をいろいろ調査研究させていただきまして、今後に備えてまいりたいと考えております。

終わります。

No.125 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.126 ○6番(山盛左千江議員)

ケース・バイ・ケースはあるでしょうけれども、今、届け出の未提出が一番多かったということで、それは条例違反。条例は罰則を科することができるではなくて、罰則を科するというふうに書いているわけですから、いろいろ判断は必要でしょうけれども、そういったものが今

まで機能してこなかったから、条例があったり、規則があったりして定めていても、それを無視して、このようなことが起こったから賦課漏れ、あるいは徴収できなかったということが起こったということからいくと、このままの罰則規定のままでいいのかどうかということをお伺いしたわけですが、いかがでしょうか。

No.127 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。
山崎経済建設部長。

No.128 ○経済建設部長(山崎 力君)

したがいまして、さらにそういったことを研究、勉強させていただきたいというふうに考えております。

No.129 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。
再質問がありましたら、挙手を願います。
山盛左千江議員。

No.130 ○6番(山盛左千江議員)

勉強というのは、不正や違法な行為があったときには、厳しく罰していくという、そういう姿勢をあらわすためにというか、そういう姿勢で臨むために勉強するというふうに理解してよろしいのでしょうか。

こんなことが二度三度行われていては、今後、下水道の値上げの話が今出てきておりますので、まずはこういったところをきちっとやっていく。もちろん井戸水についても、接続しながら払っていらっしやらないところがあるならば、例えば住民票なんかとつき合わせて調べてみるとか、そういった徹底した調査を行って、それから先の値上げだというふうに思いますので、この点についての努力は怠らないというふうに、ここで言っていたいただきたいと思いますので、お願いいたします。

No.131 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。
山崎経済建設部長。

No.132 ○経済建設部長(山崎 力君)

そういったもので、できるものはできるようにしてまいりたいというふうに考えております。

No.133 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。
再質問がありましたら、挙手を願います。
山盛左千江議員。

No.134 ○6番(山盛左千江議員)

それでは、地球温暖化対策について再質問いたします。
事業所や地域、市民を巻き込んだ推進計画的なものを策定中だという答弁がありました。これはいつごろまでにつくっていくのでしょうか。
それから当然、計画というものであれば目標値だとか、それからそういったものを評価していくようなシステムも必要かと思えますけれども、そういったことも合わせて推進計画をつくっていかれるのか、お願いいたします。

No.135 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。
後藤市民部長。

No.136 ○市民部長(後藤 学君)

先ほど、「推進計画」というような言葉で申し上げましたので、ちょっと誤解を生じたかもしれませんが、環境課としての地球温暖化対策に対する施策体系をまとめるというような、そういう意味でご理解をいただきたいと思えます。
それとは別に、「地球温暖化対策推進法」という法律で、各自治体には推進計画をつくる努力義務といえますか、それがありません。今のところ環境課としては、まずやれることを手がけていきたいというふうに考えておまして、そういった推進計画につきましては、今後考えていきたいというふうに思います。

No.137 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。
再質問がありましたら、挙手を願います。
山盛左千江議員。

No.138 ○6番(山盛左千江議員)

推進計画ではなくて、もう少し簡易なもののように思いますが、それはそれでも計画をつくるのに時間を要している暇はありませんので、できることからやっていただきたいと思います。

思います。

もちろん幾ら施策の体系とはおっしゃっても、目標だとか、そういったものはきちっと掲げていただきたいと思いますし、早急な作業の進展をお願いしたいと思います。

それと、ステーションで家庭用の廃油も集めるとか、それから事業所のエコオフィス認定制度、マイバックや環境家計簿など、市民や事業所を巻き込んだ事業も考えていらっしゃるようですが、環境家計簿は今、パソコンなんかで簡単に数値を入れると、CO2がどのくらい削減できたかというのがわかるようになっているので、多分そんなようなことをイメージしていらっしゃると思うんですけども、それぞれの家庭でそうやって励みにしていくのもいいんですけども、努力したところを例えば表彰するだとか、そういったところを公表して励みにしていただくとか、いろいろやり方はあると思うんです。

それから、エコオフィスの認定にしても、ただ認定をして、例えばシールを貼るだけではなく、ここがそういう事業所ですよということを、市民にやっぱりアピールしてあげることが、認定制度の数が増えることにもつながるようにも思うんですけども、そういったこと。

また、他市なんかだと、例えば空き店舗などを使って、エコステーションというのですが、分別収集をするような取り組みがあったり、それから、家庭とか事業所、学校なんかから省エネやエコ活動提案コンクールなんていう案を出していただいて、コンクールを開催するとか、いろいろ取り組みがあるんですけども、そういったことも今後ご検討いただけるかどうか、提案としてさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

No.139 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

後藤市民部長。

No.140 ○市民部長(後藤 学君)

先ほど、いわゆるエコオフィスというふうに申しあげましたけれども、環境配慮型の事業所につきましては、もう既に要綱ができておまして、その中で実績を上げたところは表彰するというようなシステムを考えております。

環境家計簿の方は、まだそこまで考えておりませんが、エコオフィスがあれば、エコファミリーもあるというようなことで、同じように考えていくことができるというふうに思います。

それから、空き店舗を利用したエコステーションはどうか、あるいは省エネコンクールはどうかというようなご提案をいただきましたけれども、この地球温暖化対策はいろんな施策が考えられます。いろんな自治体でいろんな施策を行っておりますので、今お話のありましたことも含めて、どういうところからどういう形で取り組んでいった方がいいか、環境課の方でよく検討して、できるところから取り組んでいきたいというふうに思います。

No.141 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.142 ○6番(山盛左千江議員)

県内に先駆けて、うちが生ごみの堆肥化をやって、視察も多いというような話もありました。豊明市は生ごみだけではなくて、いろんなエコ対策もやっているよと、やっていくというような答弁があったもので、ちょっとほっとしたんですけれども、そういう意味で循環型を目指す豊明市ということで、どんどん外に向けてもアピールをしながら、成果を上げていただきたいなと思っております。

何かこの前、テレビでやっていたんですけれども、投資家が温暖化とかCO2削減に積極的に取り組むような企業にどんどん投資しているというような、新聞なんかの報道もあったんですけれども、自治体においても、そういう環境配慮型の自治体が多分、評価されると思うんですよね。

市民のアイデンティティーということにもなりますので、お金をかけずに差別化ができる、いい手段だというふうに思いますので、市民や事業所をどんどん巻き込んでいただいて、「豊明市ここにありき」的な環境でのいいアピールをしていただければ一番いいかなと。

特に、ごみの有料化を20年度から検討すると計画に載っていたものですから、その前にやっぱり最大限努力をしておかないと、「有料化ありき」では困るなという思いがありましたので、今回こういった質問をさせていただきました。

やれることはいろいろあると思います。今の事業所の件ですけれども、スーパーなんかでトレーだとか牛乳のパックとか回収はしているんですけれども、奥まっていたりとか、回収の分別の種類が少なかったりとかするものですから、そういったものを増やしていただくように事業所に働きかけるだとか、もっとわかりやすいところ、あるいは市民が、そこにお買い物に来た人じゃなくても、そこで回収できるようにとか、また時には駐車場を使って大規模に業者が回収してくれるとか、いろいろとお願いできることもあるかと思っておりますので、そういった努力も今後検討して進めていただけるようお願いをしたいと思います。

職員の特殊勤務手当の方に質問を移します。

全体の見直しを来年4月から、既に組合と交渉中だということでした。実は、議会の方のメールボックスにもそういったチラシが入っておりまして、ああよく頑張ってくれたなというふうに感じておりますけれども、もう既に金額なんかも提示がされているようですので、もしそれを実施したとするならば削減額は幾らになるのか、試算をしてみえると思っておりますので、お願いいたします。

No.143 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。
宮田企画部長。

No.144 ○企画部長(宮田恒治君)

現在、組合団体とは交渉中であります。まだ確定額ではないということだけご承知ください。

今、交渉中の金額の全体は、約 450 万円ほどの削減を考えております。
以上です。

No.145 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。
再質問がありましたら、挙手を願います。
山盛左千江議員。

No.146 ○6番(山盛左千江議員)

とにかく、うまく話が進んでいくといいと思います。

残すところは残していかないと、何もかも削ってしまったんでは、職員のやる気にも影響してまいりますので、その辺はしっかり交渉して決めていっていただきたいと思います。

それで、議員が附属機関の委員を兼ねている場合の報酬なんですけれども、今、自治法上、それはできないという答弁がありました。他市町で相当にこういった事例があるので、今回提案をさせていただいたんですが、他市にできて何で本市にできないのかと、ちょっとその辺で疑問を感じるわけです。

いろいろ調べましたところ、この辺でいうと武豊町が、国に問い合わせをして、その回答がホームページで公開をされておりました。これをちょっと紹介させていただきたいのですが、議員を執行機関の附属機関の構成員とすることは違法ではないが、まず適切ではないということで、議員は余り選ばない方がというようなことが先に書かれていた上で、議員としての活動と委員としての活動が重複する場合は、報酬が重複支給されることのないよう必要な調整措置、規定を報酬条例中に設けておくべきだというような国の提言がありました。

こういうことの裏づけのもとに、他の自治体では議員の報酬の重複を廃止しているのだというふうにとらえていたわけですが、再度、当局の見解をお伺いいたします。

No.147 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。
宮田企画部長。

No.148 ○企画部長(宮田恒治君)

議員さんが委員会の委員さんとして、これは参加されている場合は、自治法の 203 条によって報酬を支払わなければならないという規定があります。

もう一つ、自治法上の法の中で、合併に関するような地域協議会についての委員さんについては、これは報酬は支払わないこともできるという規定がありますが、これ以外については特に委員会の委員さんに対して報酬を支払わなくてもいいというのは、ちょっと自治法上の中では規定が見当たりません。

以上です。

No.149 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.150 ○6番(山盛左千江議員)

はっきり言って勉強不足です。しっかり調べてみてください。こういうことはできます。できるという国の見解もあります。こういった違法なことを、実に多くの自治体が条例上で重複の支給廃止ということをやっています。

一つのやり方は、非常勤特別職の条例の中で、議長、副議長及び議員については支給しないというふうをやっている例、それから議員報酬の条例の中で、この報酬以外のものはすべて報酬を支給しないというふうに、議員の報酬の中でやっている例と二種類ありました。

ネットで調べていただければ、ざくざく出てまいりますので、そういったものが違法な、自治法に反してやっているということではなく、国の見解を正しく聞いてやっていけば、そういうことはできるわけです。

はっきり言って勉強不足であるし、やる気があれば調べられると思うんですけども、再度、答弁を求めます。

No.151 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

宮田企画部長。

No.152 ○企画部長(宮田恒治君)

今の件については、これはちょっと研究してみたいと思います。

以上です。

No.153 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.154 ○6番(山盛左千江議員)

きのうもきょうも、答弁の中で財政が苦しいと、もう何度聞かせていただいたかという印象を持っているわけですが、そういう今回のことのように節約が可能なことについても、職員が十分勉強、調査をしていないために、否定的な回答ということになってしまいました。

先ほど、市長が業務改善の努力のことだとか、職員の育成とか、そういうことを積極的に言ってみえました。特に、若い職員の意識改革に期待しているというようなことを言われたんですけれども、若い人ももちろん大切です。これからですのでね。

ですけれども、決裁権のある幹部職員がこういうことでどうなんですかね。しっかりやっていただきたいと、これ以上は申し上げませんけれども、できることはやってください。

別に、自分たちの報酬を下げることを積極的にお願いしたいわけでは、本当はないんですけれども、それでも今はそういう財政状況なわけですよ。なので、二重ということをやめているところがあるならば、うちもやめていく。それは議員の皆さんのご理解も当然いただけることだと、私は信じていますけれども、そういった形でともに努力をしながら、汗を流しながら、豊明市の財政を支えていく。そういった体制づくりに努力していただきたいというふうに考えております。

職員定数の削減と市民サービスの向上の両立ということについて再質問をさせていただきます。

今の25歳以下の新規職員の採用で適正だというふうに答弁がありました。他市町の状況について申し上げたとおり、本市を除いて多くの市町で新規採用の上限を上げています。

それで、刈谷市の例を挙げましたが、豊田市は新規採用の採用試験を普通の公務員試験と、それから自己アピール枠というのをつくりまして、公務員試験ではなくて、ほかの試験でプレゼンをやらせて採用するというような工夫をしています。豊田市の場合は、そういうやり方をして、10倍くらいの競争率であったというふうにお伺いいたしました。

それから、刈谷市の経験枠の倍率は51.7倍でした。それから、大府市は35歳まで事務職の経験枠というのを設けているんですけれども、それは24.3倍でした。瀬戸市は、もう古くから職員の採用については、物すごく意欲的に取り組んでいまして、さまざまな工夫をしています。

先ほど、当市の採用にですけれども、どんな工夫をしているのかということに対して、案内ページを増やしたとか、ホームページからダウンロードできるようにしたとか言っていますけれども、そんなことじゃないんですよ。

瀬戸市だけじゃないんですが、今、豊田市も申しあげましたけれども、採用試験を1カ月前倒ししているところも、日進市を始めありますし、事前説明会を5月にやって、そこで若手の職員が体験談の話をするとか、それから民間企業の受験者も公務員試験にチャレンジできるようにということで、試験を公務員試験だけではなくて、民間のような試験をやったり、先ほどのようなプレゼンをやらせたりというような取り組みをしていますし、就職の企業展に出展するだとか、大学の説明会に積極的に出向いてリクルートをするとか、物すごくいろいろ皆さんは努力していらっしゃるわけですよ。

うちについては、先ほどの答弁でとても寂しいんですね。これも先ほど申しあげましたように、やれることはいっぱいやって工夫している自治体があるのに、どうしてうちはこんなふうなのかと。わざわざこれを質問に取り上げて、これは昨年もしましたので、2回目ですけれども、この程度というのは余りにも寂しい。

当市の求人に対する応募率がすごく高いならいいですよ。やっと10倍じゃないですか。日進市は25倍ですよ。そういう状況から見ると、努力が余りにも足りないというふうに考えるわけですが、さらなる、今の提言も含めて、やってみようということがありましたら、ご答弁をいただきたいと思います。

No.155 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

宮田企画部長。

No.156 ○企画部長(宮田恒治君)

職員採用に至っては、各市の事情によってそれぞれ採用枠を変更していると思いますが、こういった他市の状況を、どういう状況で採用枠を変更しているかというのは、少しまた研究していきたいと思います。

以上です。

No.157 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.158 ○6番(山盛左千江議員)

どういう事情って、そんなの公務員離れが事情ですよ。優秀な人材を採りたいからですよ。それ以上の事情は特にないと私は思います。

後から、市長に時間があつたら答弁を求めますので、どんなことをやれるか考えておいてくださいね。

それで、臨時職員のことなんですけれども、今、特殊で長期的な業務については、非常勤特別職も考えていくというような答弁がありました。今現在、およそ5年以上、それからフルパートに近いような形で働いていらっしゃる臨時職員さんが、約40名いらっしゃいました。こういった人たちが徐々に豊明離れをして、よその自治体が変わっていったり、それからうちの新人の25歳枠というので、もうチャレンジの資格がなくなると、よそのまの正職の枠が大きいものですから、そちらに流れていっているんですね。現にそういうこともありました。

ということからいくと、新人だけではなくて、臨時職員の雇用のあり方も積極的に変えていかないと、人材が他市に流れていくということが起きてくるわけなんですけれども、もう一度お伺いいたします。

例えば、保育であつたり、それから介護認定の関係の人であつたり、保健師であつたり、栄養士であつたり、そういった方たちはほとんど今、臨時職員に頼っている部分が大きくなってきているわけなんですけれども、それは臨時であるべき仕事ではなくて、正職のかわりを臨時職員にさせているだけのことなんです。その人たちの処遇は大切に守っていかないと、サービスが低下すると思うんです。

「職員定数ありき」ではなくて、こういう人たちの雇用にいかに守るか、それが市民サービスだと思えるものですから、こういったことについての取り組みで何かやっていただけることがあるのであれば、ご答弁をいただきたいと思います。

No.159 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

宮田企画部長。

No.160 ○企画部長(宮田恒治君)

今、市の方も集中改革プランによって、職員を削減していくという計画になっております。職員の削減によって、こうした行政サービスをカットするという考えは毛頭ございませんが、かわってこうした職員の削減については民間委託、それから臨職さんと共同しながら、自治体経営を進めていかなければならないと思います。

しかし、現実には先ほど言いました保育園の例をとりますと、仕事と育児が両立できるように、市も行動計画を策定しております。こうした保育士がもし育休をとっていきますと、保育士さんにかわるのは任期付きの雇用か、もしくは臨職さんの雇用しかありません。

ただし、この任期付き雇用をやっていきますと、これは職員の定数に含まれていくことに

なっていくしますので、この定数を増やしていくことは、当初、市が決めた集中改革プランの定数をオーバーすることになってくることも懸念されます。

したがって、今ではこうした臨職さんをお願いしながら、こうした雇用体制をしておりますが、今後、来年度からまた再任用制度を取り入れていきますので、こうした再任用制度を取り入れながら、また雇用体制を考えていきたいと思っております。

以上です。

No.161 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.162 ○6番(山盛左千江議員)

行動計画の対象になるのは正職だけですし、その行動計画に沿って何ですか、今、育児とか介護休暇をとられたときの臨時職員だというような言い方をされるんですけども、そうではなくて、恒常的な人手不足に臨職を充てているというケースがたくさんあるわけで、特に保育とかについては半分くらいがそうじゃないですかね。

そういうことをそのまま放置しておくのだめだということで、本当の意味での育休とか産休の部分であれば、任期つきで対応すればいいし、そのための任期つきという制度だと思んですけども、そうじゃない人たちがいるので、そこをどうするんですかということを一歩問題にしているわけです。

それで、この4月から登録制にするというふうに言われました。登録制は豊明市は遅い方で、よそはもう登録制にしているところが結構あるものですから、じゃ登録制にすれば、人材確保が本当にスムーズにいくのか。それは私は疑問だと思います。

うちの事務職の時間給は780円ですよ。きょうび、780円で、パソコンの普通の入力のできる人が来るとは思えませんよ。高校生のアルバイトでも今800円ですからね。このところの求人案内なんかを見ていると、パソコン業務とか入力事務作業というので1,300円とか、そのくらいの金額もざらに出てきているような時代ですが、職員定数が決められているので仕事は増えるし、正職が減った分を臨時職員さんをお願いしなくてはいけないというのであれば、こんなに低い賃金で職員にかわる、正職にかわる人材が確保できるのでしょうか。それも他市と競って、うちがそういった人をきちんと安定的に確保することができるのでしょうか。難しいと思うんですけどもね。

そういうことを、もういい加減に解決していかないと、まずいんじゃないかというふうに思っているわけです。

任期つきにすれば、定数にかかるというのであれば、市が掲げている職員定数の集中改革プランの数を変えればいいじゃないですか。だから、私が最初に言いましたように、現

状に合わせた定数を決めましょうと、そう言いましたよね。

そういうふうになが仕事をするので、そここのところは大切にしながら、なおかつ、むだなところは省いていく。努力するところは市長が言われたように、1割分が、55人が10%の仕事而努力していけば、2億円くらいのコスト縮減のような効果が出ると。そういうふうにながしてもらえばいいと、それはやればいいんですけれども、要るところには要るということをきちっと自覚して、さあこれから何をするか、再度、答弁をいただきたいと思います。

No.163 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

宮田企画部長。

No.164 ○企画部長(宮田恒治君)

集中改革プランで、これからどんどん人を減らしていく形になっております。この厳しい財政状況の中では、組織をスリム化していくというのは、一つのこれは自治体の至上命令、課題であると思います。こうしたことがすべての自治体において一番困難なところではないかと思ひます。

では、職員を削った分、どうするかと言ひますと、これは先ほども言ひました臨職さんにお願ひする、あるいは民間委託をすることによって、行政サービスを極力低下させないようになししていきたいと思ひておひります。

以上です。

No.165 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手をお願ひします。

山盛左千江議員。

時間が迫っております。

No.166 ○6番(山盛左千江議員)

一々答弁されると、ぴきっぴきっと来ちゃうので嫌なんですけれども、組織のスリム化は何も職員定数を減らすことじゃないんです。現場の職員を減らすことじゃないんですよ。管理職、幹部の部分ですよね。そういった人たちを、まあ上を小さくして、現場を厚くするというのが今、組織のスリム化の原則だというふうになが考へているので、ちょっと勘違いかなというふうになが一言言っておきたいと思ひます。

それと、再任用なんですけれども、年金の支給がかわってくるということで、定額部分が受け取れない方が出てくるので、その分を補てんするために定年退職の人を再任用する

ということですが、定額部分というのは、まあ7万円弱なわけですから、その人たちの収入が減ったために再任用で雇い、新規採用を減らし、臨時職員の職を奪うというのは、私はどうかと思います。

退職金も、今ですと2,700万円くらいは確保されているわけですから、報酬比例部分が廃止されるようになれば、それは積極的に再任用も考えていかなければいけないと思いますけれども、それは2026年です。

それまでには、まだ期間がありますので、当面の間は積極的な再任用はぜひ抑えていただきたい。その方が、ある職場にどうしても必要である、その人が欠けると困るところにおいては、正職よりもぐっと安い再任用の給料で働いていただくということも、市民サービスにつながるとは思いますけれども、本人の希望を優先したり、その人の生活、老後の生活のために再任用なんていうことは、とても許されることではありませんので、そういった考えで進めていただけるかどうか、ご答弁をお願いいたします。

No.167 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

残り時間 30 秒です。

宮田企画部長。

No.168 ○企画部長(宮田恒治君)

再任用の目的は、職員が長年培ってきた知識、あるいは経験を今後も活用できるようにするための任用制度であります。決して職員の今後の老後のための、年金制度が削られるから、改めて採用するということではございませんので、その点だけご理解をいただきたいと思います。

No.169 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、6番 山盛左千江議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は終了いたしました。

明12月6日午前10時より本会議を再開し、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

長時間ご苦勞さまでした。

午後3時22分散会

